

資料編

I 用語解説

	用語	説明
あ行	生きる力	社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力のこと。また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を持ち、変化の激しいこれからの社会を生きることに必要な力のこと。
	H I V	ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略。H I Vは感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の唾液や汗、涙、咳を介しては感染しないが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染する。H I V感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群、AIDS:Acquired Immunodeficiency Syndrome）の発症までには10年以上かかるといわれている。近年、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されている。
	S N S	「Social Networking Service」の略で、インターネット上の交流を通して、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。
	えせ同和行為	同和問題に対する理解が足りないなどという理由で高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為のこと。同和問題に関する誤った意識を植えつける原因のひとつとなっている。
	L G B T L G B T Q	LGBTは、レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の各語の頭文字をとった造語で、LGBTQは、それに「Q:クイア (Queer) やクエスチョニング (Questioning)」（自分の性別がわからない、決めていない、決まっていない）が加わった性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）の総称の一つ。
	エンパワーメント	一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけること。女性の場合、経済力のみならず、政治的・社会的な意思決定の場における発言力など、様々な場面で自己決定できる力をもつことなどが考えられる。
か行	グループホーム	介護保険サービスでは、認知症高齢者が入浴・排泄・食事などの介護など、日常生活上の援助や機能訓練を受ける居住系サービスのこと。障害福祉サービスでは、地域での共同生活において支障のない障害者が、主として夜間において、共同生活を営む住居での相談やその他の日常生活上の援助を受ける居住系サービスのこと。
	校区福祉委員会	校区内の住民の福祉の向上をめざし、「福祉のまちづくり」を目的に、小学校区を単位として、自治会組織を中心に、民生委員・児童委員、婦人会、老人クラブ、青少年育成団体、PTAなどの地域内にある団体や関係機関の代表などで構成された自主的な組織のこと。
か行	子育てサロン	子育て中の保護者が気軽に訪れることのできる身近な交流の場のこと。

	用語	説明
	子育て支援センター	子育て家庭に対する育児不安などについての指導、子育てサークルへの支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う拠点のこと。
	子ども食堂	無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。主にNPO法人や地域住民によって運営されている。
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有する人のこと。
	婚外子	法的に婚姻関係にない男女から生まれた子ども。法律上は、非嫡出子と呼ばれる。
さ行	在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関のこと。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする、社会福祉法第109条に定められている民間の福祉団体で、主に事業を企画・実施したり、調査や連絡調整などを行う機関のこと。
	主任児童委員	民生委員・児童委員のうち、児童福祉分野のみの専門的役割を担い、地域子育て支援をはじめ、児童委員と連携して児童相談並びに支援活動を行う人のこと。
	障害者	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に制限を受ける状態にある人のこと。
	情報通信技術(ICT)	情報処理および情報通信で、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術、産業、設備、サービス等の総称のこと。ICTは「Information and Communication Technology」の略。
	情報モラル	個人のプライバシーや著作権の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など、情報社会で適正な行動を行うためのもとなる考え方と態度のこと。
	自立支援型福祉社会	バリアフリー法にて定める高齢者、障害者などが社会的責任において、地域の中で主体的に自己実現していくことを支援する社会。
	シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人であり、労働意欲をもつ高齢者に対して、地域社会の臨時的、短期的な仕事などについての情報を提供し、紹介する。
	新型コロナウイルス感染症	国際正式名称は「COVID-19」(coronavirus disease 2019)で令和元(2019)年に発生した感染症。多くの場合、無症状または発熱、咳、頭痛、倦怠感等のインフルエンザに似た症状を伴う軽症だが、重症になると呼吸困難を伴う肺炎や敗血症、多臓器不全等を伴う。
	人権擁護委員	市町村（特別区を含む。）の区域で、人権に関する相談や啓発などの人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人のこと。
スクールカウンセラー	学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど心のケアを行う人のこと。主に、心理学の専門知識をもった臨床心理士などが就任する。	

	用語	説明
さ行	スクールコーディネーター	学校からの依頼により、地域の様々な人材や資源を学校教育に活用し、子どもたちの学習や体験活動を充実させていくとともに、学校と家庭と地域をつなぐ役割を担う人のこと。
	性的指向	性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛のように、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。
	性同一性障害	性染色体によって規定される生物学的・身体的性と、自身の性自認とが食い違っている状態。つまり、自分は女である、または、男であるという意識と、身体とが一致しない状態のこと。
	成年後見制度	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などの中で、判断能力が十分でない人々が、社会生活において様々な契約や遺産分割などの法律行為を行う際に、「成年後見人」がその人々の契約などを行い、自己決定の支援を行う制度のこと。
	セクシュアル・ハラスメント	本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動のこと。
た行	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認めあい、対等な関係を築きながら、ともに生きていける社会のこと。
	団塊の世代 団塊ジュニア世代	「団塊の世代」とは、第一次ベビーブーム(昭和22(1947)年～昭和24(1949)年)の間に生まれた世代のこと。「団塊ジュニア世代」とは、団塊の世代の子ども世代として第二次ベビーブーム(昭和46(1971)年～昭和49(1974)年)の間に生まれた世代のこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
	地域教育協議会	学校・家庭・地域が協働して教育コミュニティづくりを進め、地域が一体となって子どもの健全育成を図っていくことを目的とした組織のこと。
	地域ケア体制	個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療をはじめ様々な支援が継続的かつ包括的に提供される体制のこと。
	地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制のこと。
	地域包括支援センター	地域における障害者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場のこと。
	デートDV DV	婚姻関係にない恋人同士の間で起こる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などが含まれる。 ⇒「ドメスティック・バイオレンス」を参照

	用語	説明
た行	同和地区	国では同和問題の解決に向け、平成14(2002)年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取り組みが積極的に進められてきた。その際、取り組みを進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、本基本方針及び基本計画の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示す。
	ドメスティック・バイオレンス	家庭内で起こる暴力的言動や暴力行為。中でも、夫婦間や恋人間で、主として男性から女性に向けられる暴力をいう。DVと略す。
	トライアル雇用	ハローワークが紹介する対象労働者を短期間雇用し、その間に事業主と対象労働者との間で、業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするもの。
な行	ニート	通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない若者。Not in Employment, Education or Training の頭文字。
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などの中で判断能力が十分でない人々に対する、「自己決定と選択」の保障を権利擁護として、総合的に援助する社会福祉法に規定している福祉制度のこと。社会福祉協議会を中心に福祉サービスや金銭の管理、書類の預かりなど、日常の地域生活の援助が実施される。
	ニュースポーツ	技術やルールが比較的簡単で、競技性を重視せず、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的としたスポーツの総称のこと。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者として日常生活の中での支援を行う人のこと。
	寝た子を起こすな論	「同和地区のことや差別があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に差別はなくなる」という考え方のこと。
	ノーマライゼーション	様々な立場の人が、お互いに区別されることなく、教育、生活、就労など社会生活をともにする社会を基本とし、日常生活の中でともに助けあっていこうという考え方のこと。
は行	羽曳野市本人通知制度	<p>戸籍謄抄本や住民票の写しなどの証明書を、本人等の代理人や第三者の請求によって交付した場合に、事前に登録した人に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。</p> <pre> graph LR A[本人(登録者)] -- 1 事前登録 --> B[羽曳野市役所] B -- 2 交付請求 --> C[代理人・第三者(交付請求者)] C -- 3 交付 --> B B -- 4 通知 --> A </pre>
	パートナーシップ	市民・事業者・行政などが、それぞれの役割と責務を明らかにし、協働すること。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為のこと。

	用語	説明
は行	ハンセン病	らい菌による慢性の細菌感染症のこと。主に末梢神経と皮膚が侵される。感染力は極めて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、仮に発病しても通院治療法で治り、完治する。しかし、その病気が正しく理解されなかったことから特殊な病気として扱われ、過去に強制的に療養所に隔離収容されるなど、患者とその家族は多くの差別や偏見を受けてきた。
	ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をしたい人と、子育ての援助を受けたい人がお互いに会員になって助けあい、子どもたちの健やかな育ちを地域で援助していくための会員制の組織のこと。
	風評被害	災害、事故、虚偽の報道や根拠のないうわさなどによって、本来は無関係であるはずの人々や団体までもが被害を受けること。例えば、ある会社の食品が原因で食中毒が発生した場合に、その食品そのものが危険であるかのような報道のために、他者の売れ行きにも影響が及ぶなど。
	放課後子ども教室	地域の中で、放課後や週末などに子どもたちの安全で安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動などの取り組みのこと。
	母子生活支援施設	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその人の監護すべき児童を入所させて、これらの人を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的とした施設のこと。
	ほっとスクール支援員	学校園において、児童・生徒の学力の向上、支援教育の充実、不登校・いじめの防止などに向けた支援を行う人のこと。
ま行	マイノリティ女性	被差別部落、在日韓国・朝鮮人、アイヌ民族、琉球（沖縄）民族の集団に属する女性のこと。構造的な差別が日本国内で歴史的に存在する中で、これらの集団に属する女性の多くが複合的な不利益を被っている。
	マスメディア	新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど、マスコミュニケーションの媒体のこと。
	マタニティスクール	妊婦や希望する家族が、妊娠、出産、育児についての知識や技能を勉強することができる教室のこと。
	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。
	民生委員・児童委員	市民の立場に立った相談・支援者であり、それぞれの地域において高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見などを行う人のこと。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別や障害の有無にかかわらず、すべての人が安全・安心で利用しやすいように製品や建造物、生活空間、サービスなどをデザインすること。また、そのプロセスのこと。
	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面でのサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
ら行	ライフサイクル	誕生、就学、就職、退職、死亡など、人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。
	ライフステージ	人間の一生における、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階に分けたもの。

2 非核平和都市宣言

非核平和都市宣言

世界の平和と安全は、私たち人類共通のねがいです。世界の誰もが不安や欠乏から免れ、平和のうちに生活し生存していく権利をもっています。

しかしながら、世界の現状は、私たちのねがいに反して人類を絶滅させてもまだあまりある核兵器が製造・拡散され、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

私たちは、広島・長崎と2度の原爆の惨禍をうけ、そのなかから教訓を学び平和を希求する誇り得る憲法を持ち、戦争の放棄を誓っています。この地球から核兵器と戦争を永久になくすことは日本国民の重大な責務であります。

緑と文化あふれる羽曳野市は、平和を愛する市民の街です。私たちは、核兵器の廃絶・製造および使用の禁止を訴えて、ここに羽曳野市が非核平和都市となることを宣言するものです。

昭和58年9月24日

羽曳野市議会

(参考) 昭和58年は西暦1983年です。

3 人権擁護都市宣言

人権擁護都市宣言

基本的人権の享有は、何人も侵すことのできない永久の権利であり、人類普遍の原理として、日本国憲法にも明確に規程されている。

しかし、現実社会においては、「思想や信条、性別、社会的身分や門地において差別されない」という憲法14条に定める法の下での平等の原則がそこなわれ、個人の尊厳が傷つけられる人権侵害の事象が、多々認められるところであり、極めて残念なことである。

本市は、これまで、人権尊重の立場を重視し、市民憲章でも、豊かな自然や歴史をまもり、暖かい心のふれあいを大切にする、美しいやすらぎのまちをめざしてきた。

今年、本市が市制施行30周年を迎えた今、この節目を契機としてさらに、世界人権宣言や日本国憲法の精神を一層深く認識し、基本的人権を尊重し、真に自由で差別のない社会の確立をめざし、全市民たゆまぬ努力を行うことを誓い、ここに本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

平成元年3月23日

羽曳野市議会

(参考) 平成元年は西暦1989年です。

4 羽曳野市人権条例

羽曳野市人権条例

平成12年6月23日

条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に侵すことのできない永久の権利としての基本的人権を保障している日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、羽曳野市人権擁護都市宣言、そして、羽曳野市総合基本計画を基本理念とし、市民の役割、市の役割等を定め、すべての差別をなくし、人権が尊重され、誇りある希望にあふれた、豊かな人権文化のまちの実現を目指すことを目的とする。

(市民の役割)

第2条 すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識して、生活全般において、人権を擁護するよう努める。

(市の役割)

第3条 市は、すべての市民の基本的人権を護るため、常に情報の収集・分析研究に努めるとともに、人権意識の高揚に努め、あらゆる啓発活動をすべての事業に反映して、その充実促進を計画的に図るものとする。

(体制の連携)

第4条 人権文化のまちづくり施策を推進するため、市民、市及び国・府・関係機関との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、羽曳野市人権審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成12年6月23日施行)

附 則 (平成25年3月29日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

(参考) 平成12年は西暦2000年、平成25年は西暦2013年です。

5 羽曳野市男女共同参画推進条例

平成25年12月27日

羽曳野市条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 教育関係者 学校教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシャル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性的指向 人の恋愛又は性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。
- (6) 性同一性障害 生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市におけるあらゆる政策並びに民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動を対等に参画し、両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の

性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮すること。

(6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。

(7) 男女共同参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的動向に留意し、協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働するものとする。

4 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対する暴力（身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）を行ってはならない。

4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間のあら

ゆる暴力及び性の商品化を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(羽曳野市男女共同参画推進プラン)

第10条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として羽曳野市男女共同参画推進プラン（以下「推進プラン」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進プランの策定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等から意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進プランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、推進プランの実施状況等を公表しなければならない。

(広報啓発活動)

第11条 市は、男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(教育及び学習への支援)

第12条 市は、教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して積極的改善措置を講ずるものとする。

(意見等への対応)

第15条 市民等は、男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての意見又は苦情（以下「意見等」という。）がある場合には、市長にその旨を申し出ることができるものとする。

2 市長は、意見等の申し出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。この場合において、市長は、意見等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができるものとする。

(相談への対応)

第16条 市民等は、性別等によるあらゆる差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたとき又はそのおそれがあるときには、市長に相談の申し出をすることができるものとする。この場合において、市長は、相談の申し出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(男女共同参画推進審議会)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関と

して、男女共同参画の推進等に関する事項について調査し、審議するため、羽曳野市男女共同参画推進審議会を置く。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている羽曳野市男女共同参画推進プラン「第2期はびきのピーチプラン」は、第10条第1項の規定により策定され、公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中「羽曳野市男女共同参画推進協議会委員」を「羽曳野市男女共同参画推進審議会委員」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

4 執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会	市の同和対策総合計画事業の実施についての審議等に関する事項
羽曳野市男女共同参画推進協議会	市の男女共同参画推進に係る計画及び男女共同参画社会の形成の推進についての審議等に関する事項
羽曳野市バリアフリー基本構想協議会	市のバリアフリー基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整等に関する事項

」を

「

羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会	市の同和対策総合計画事業の実施についての審議等に関する事項
羽曳野市バリアフリー基本構想協議会	市のバリアフリー基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整等に関する事項

」に改める。

6 羽曳野市人権審議会規則

羽曳野市人権審議会規則

平成14年3月11日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽曳野市人権条例（平成12年羽曳野市条例第34号）第5条第3項の規定に基づき、羽曳野市人権審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の人権に関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする

4 市長は、委員が職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(会議の特例)

第7条 会長（附則第2項の規定により市長が招集する場合にあっては、市長）は、緊急の必要があり、かつ、審議会の会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前項の場合において、審議会の会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 会長は、各部会間の調整を図るため必要があると認めるときは、部会の合同会議又は部会長会議を開くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民人権部人権推進課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定による任命後最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則 (平成15年3月28日規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月27日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

(参考) 平成12年は西暦2000年、平成14年は西暦2002年、平成15年は西暦2003年、平成19年は西暦2007年、平成25年は西暦2013年、令和3年は西暦2021年です。

7 羽曳野市人権審議会委員名簿

令和4(2022)年3月現在

	氏名	職名等	備考
会長	田嶋 長子	大阪府立大学看護学研究科教授	~令和3(2021)年1月31日
会長	富川 順子	大阪府立大学大学院看護学研究科教授	令和3(2021)年2月1日~
副会長	内藤 千文	元大阪女子短期大学准教授	
	尼丁 正寄	羽曳野市人権啓発推進協議会会長	
	奥野 貞一	羽曳野市教育委員会教育委員	
	鎌田 孝司	(福)羽曳野市社会福祉協議会会長	
	狭間 宏和	羽曳野市身体障害者福祉協議会会長	
	友永 健三	(一社)部落解放・人権研究所名誉理事	
	今井 利三	羽曳野市議会議員	
	百谷 孝浩	羽曳野市議会議員	~令和3(2021)年10月5日
	松井 康夫	羽曳野市議会議員	令和3(2021)年10月6日~

(敬称略)

8 本基本方針及び基本計画の策定経過

	開催日	会議名称・協議事項
令和2年度	令和2(2020)年 7月2日	第1回羽曳野市人権施策推進本部会議 ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」の策定について(計画策定に関するスケジュール、人権に関する市民アンケートについて) ・差別事象について 第1回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議 ・同上
	7月8日	第1回羽曳野市人権審議会 ・人権に関する市民アンケートについて ・差別事象について
	11月16日	第2回羽曳野市人権施策推進本部会議 ・人権に関する市民アンケート調査報告書について ・差別事象について
	11月17日	第2回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議 ・人権に関する市民アンケート調査報告書について ・差別事象について
	11月24日	第2回羽曳野市人権審議会 ・人権に関する市民アンケート調査報告書について ・差別事象について
	令和3(2021)年 2月12日	第3回羽曳野市人権施策推進本部会議及び第3回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議(書面開催)
	2月24日	第3回羽曳野市人権審議会(書面開催) ・「羽曳野市人権に関する市民アンケート報告書」最終案について ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画の策定について(答申)」(案)について ・委嘱の報告と会長・副会長の選任について
令和3年度	8月24日	第1回羽曳野市人権施策推進本部会議及び第1回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議(書面開催) ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(素案)について
	9月2日	第1回羽曳野市人権審議会(書面開催) ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(素案)について
	10月29日	第2回羽曳野市人権審議会 ・第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画(答申)

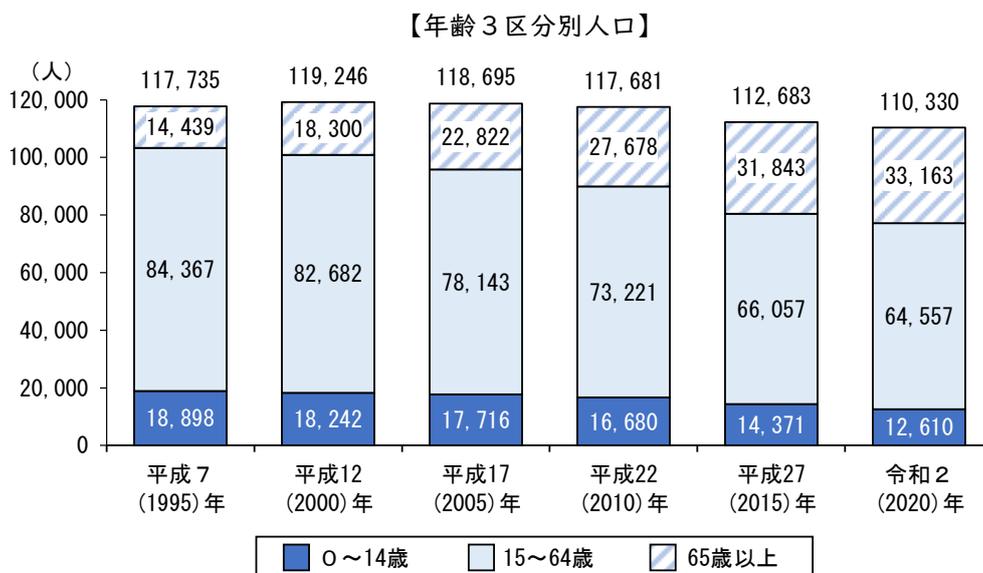
	開催日	会議名称・協議事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」(素案)について ・パブリックコメントの募集について
	11月8日	第2回羽曳野市人権施策推進本部会議(書面開催) 第2回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議(書面開催)
	12月1日～ 12月28日	パブリックコメントの募集
	令和4(2022)年 1月21日	第3回羽曳野市人権施策推進本部会議 第3回羽曳野市人権施策推進本部幹事会議
	2月10日	第3回羽曳野市人権審議会(書面開催) <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画(案)について ・第2期羽曳野市人権施策基本計画の進行管理表(案)について

9 統計データ等で見ると本市の人権に関する現状

① 本市の人口特性

(ア) 人口の推移

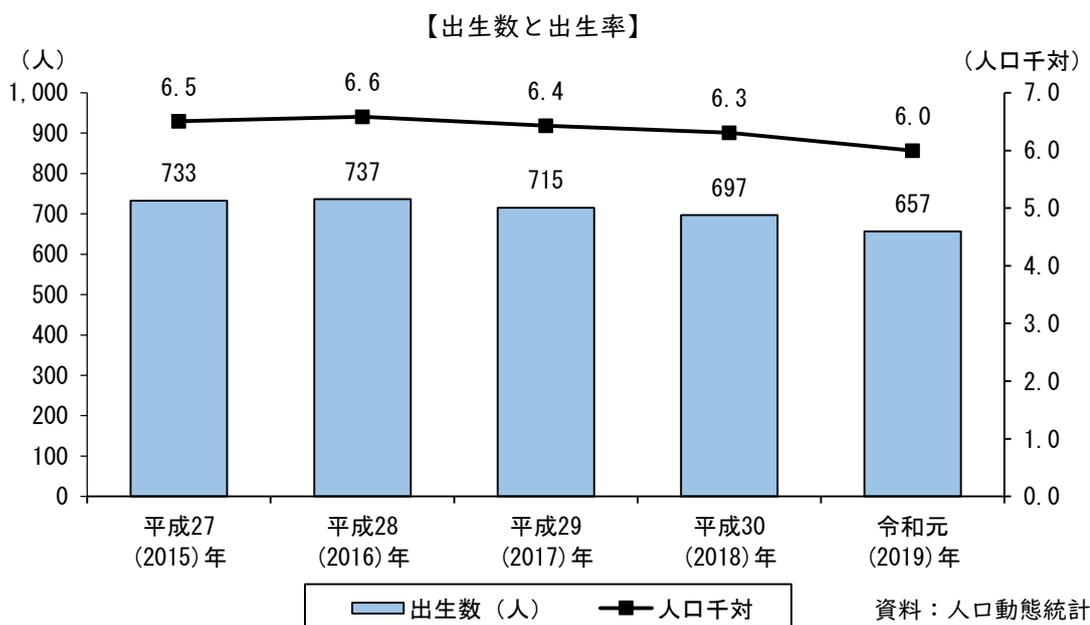
総人口は平成12(2000)年以降、減少に転じており、令和2(2020)年では110,330人となっています。その中で、15歳未満人口は年々減少、65歳以上人口は年々増加しています。



資料：平成27(2015)年までは国勢調査、令和2(2020)年は住民基本台帳人口(9月末現在)

(イ) 出生数と出生率

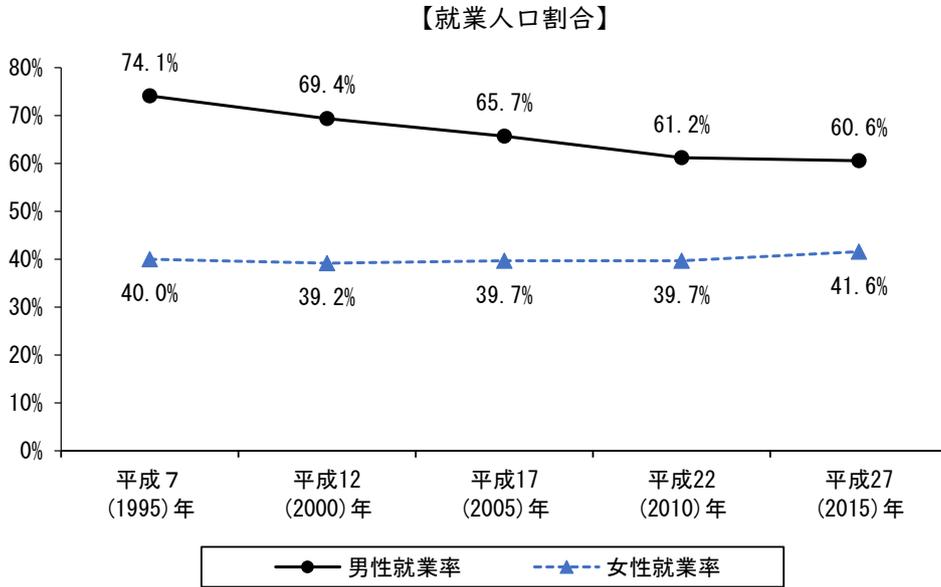
本市の出生数は、令和元(2019)年で657人であり、出生数・出生率とも減少傾向となっています。



資料：人口動態統計

(ウ) 就業人口

本市の就業人口は、平成27(2015)年は49,412人であり減少傾向にあります。就業人口割合の推移は、男性は年々減少しているのに対して、女性は40%弱で横ばいとなっています。

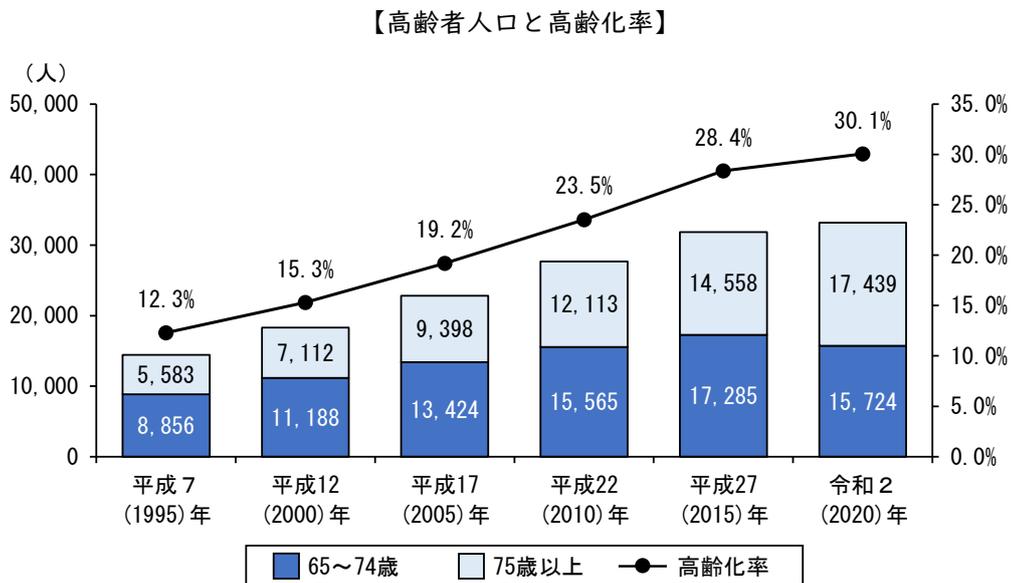


資料：国勢調査

② 支援が必要な人の状況

(ア) 高齢者の状況

高齢者人口は年々増加しており、75歳以上人口の増加率は65～74歳人口の増加率よりも高くなっています。また、高齢化率についても年々増加し、令和2(2020)年は30.1%で、市民の約3人に1人が高齢者となっています。

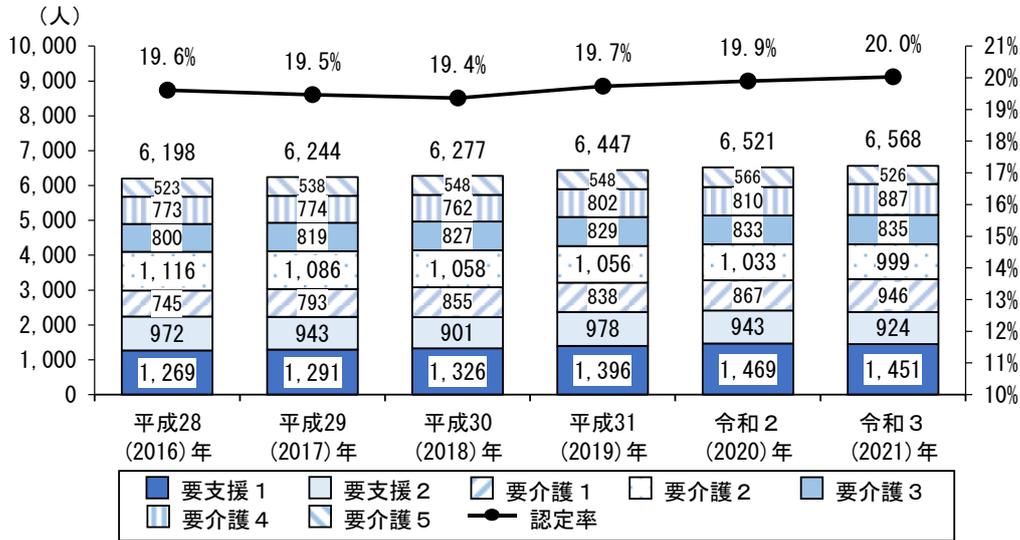


資料：平成27(2015)年までは国勢調査、令和2(2020)年は住民基本台帳人口(9月末現在)

(イ) 要介護（要支援）認定者数

本市の要介護認定者数は、年々増加しており、令和3(2021)年3月現在6,568人で、認定率は20.0%となっています。

【要介護認定者数（第1号被保険者）の推移】

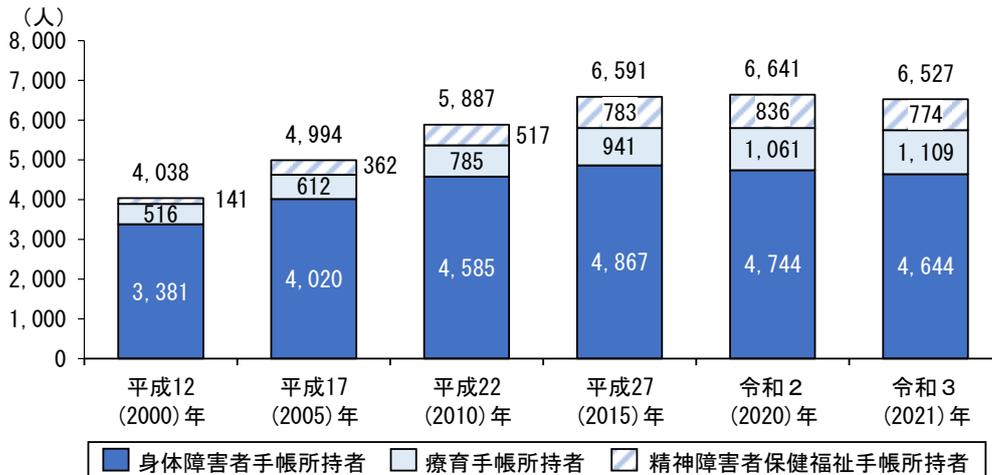


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（平成28(2016)～平成31(2019)年は年報、令和2(2020)～3(2021)年は各年3月月報）

(ウ) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和3(2021)年3月末現在で6,527人となっています。障害者手帳の区分別でみると、身体障害者手帳は減少傾向にあるのに対し、療育手帳は増加傾向、精神障害者保健福祉手帳は平成12(2000)年に比べて5.5倍増となっています。

【障害者手帳所持者の推移】



※各年3月末現在

資料：保健福祉部障害福祉課

平成12(2000)年の精神障害者保健福祉手帳所持者数は大阪府福祉行政報告例

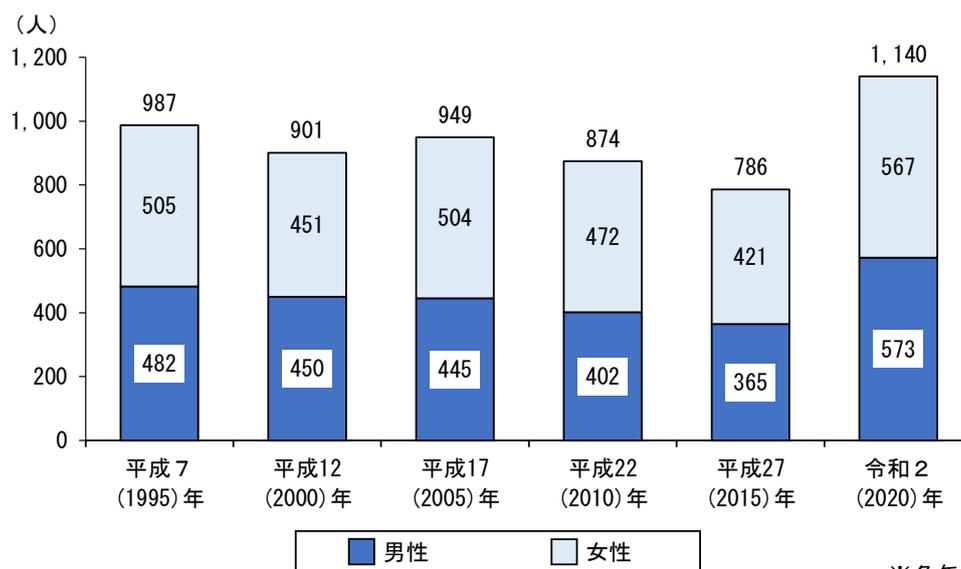
平成27(2015)年は福祉支援課、令和2(2020)～令和3(2021)年は大阪府福祉行政報告例

③ 外国人登録人口

本市に在住する外国人は、令和2(2020)年は1,140人(男性が573人、女性が567人)で、令和2(2020)年9月末時点の総人口に占める割合は1.0%となっています。

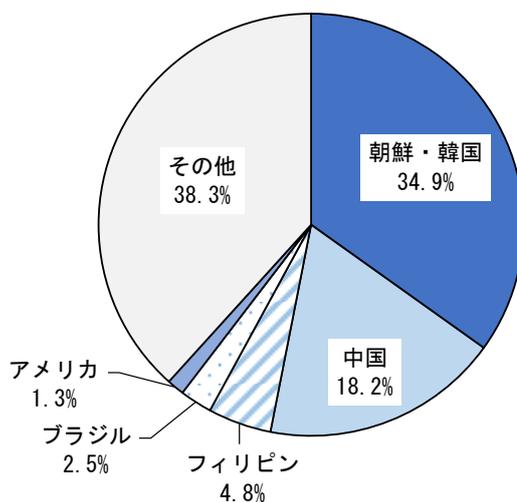
国籍は、朝鮮・韓国が34.9%で最も多く、次いで中国が18.2%、フィリピンが4.8%となっています。

【外国人登録人口】



※各年3月末現在
資料：総務部総務課

【国籍別外国人登録人口割合(令和2(2020)年)】

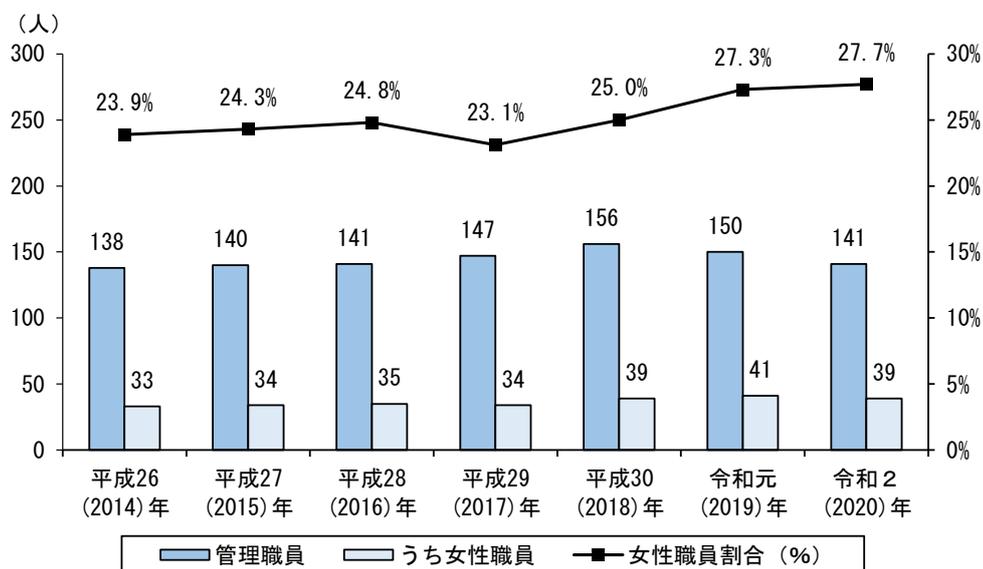


資料：総務部総務課

④ 市役所における管理的地位に占める女性職員の割合

本市の管理職員数は令和2(2020)年は141人で、そのうち39人が女性となっています。管理的地位に占める女性職員の割合は、令和2(2020)年が27.7%であり、平成30(2018)年以降上昇傾向にあります。

【管理的地位に占める女性職員の割合】



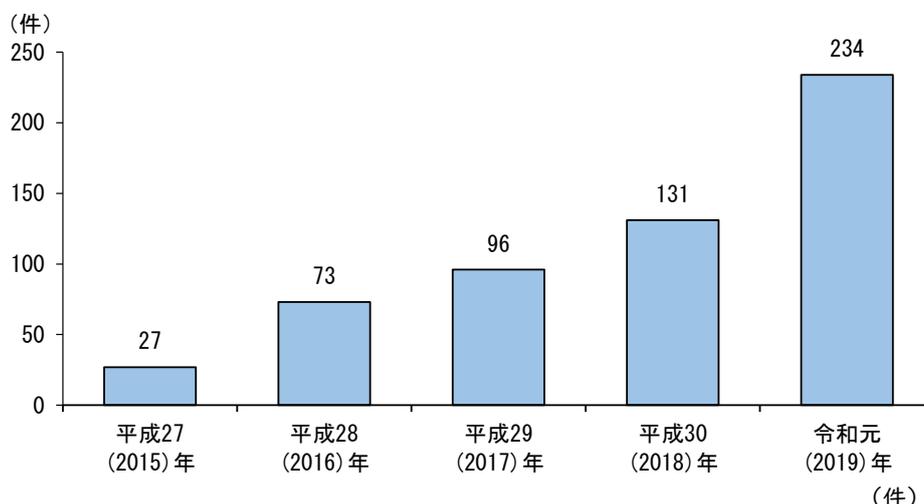
資料：羽曳野市「女性の職業選択に資する情報の公表」

⑤ 様々な人権侵害の状況

(ア) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加しています。本市では令和元(2019)年は234件と、平成27(2015)年に比べ9倍近く増加しています。

【児童相談所における児童虐待相談の対応件数】



	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年
羽曳野市	27	73	96	131	234
大阪府	10,427	10,118	11,306	12,208	15,753
全国	103,260	122,575	133,778	159,838	193,780

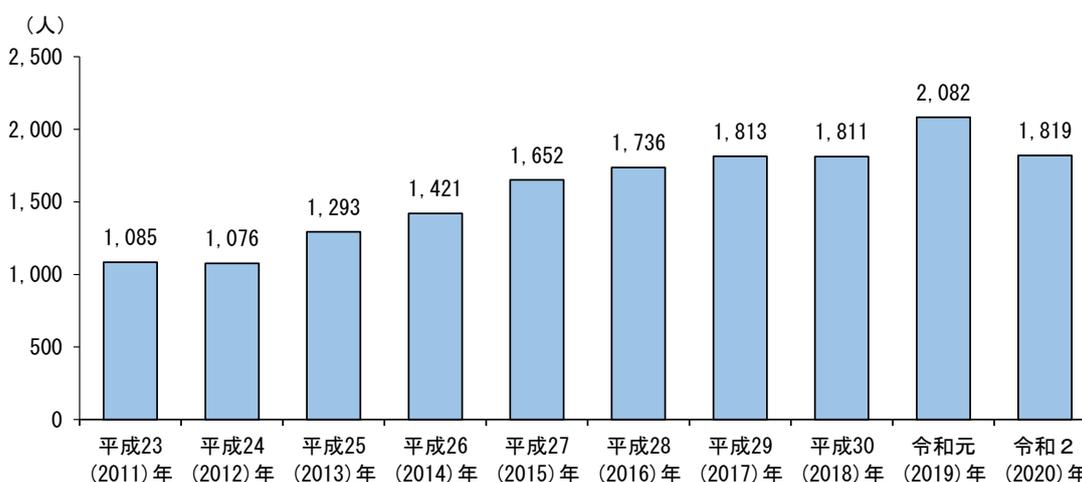
資料 家庭支援課

大阪府・全国は厚生労働省「福祉行政報告例」

(イ) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) に起因する事犯の被害児童数の推移 (全国)

全国のSNSに起因する事犯の被害児童数は、令和2(2020)年は1,820人であり、前年からは12.6%減少したものの、平成25(2013)年以降増加傾向にあります。

【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移 (全国)】

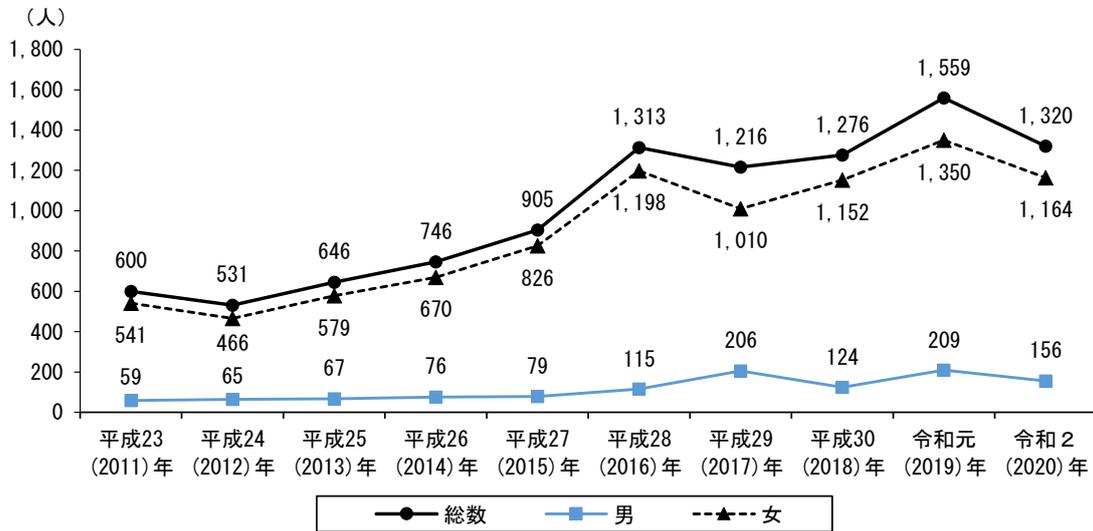


資料 警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

(ウ) 児童ポルノの被害児童数（全国）

全国の児童ポルノの被害児童数は、令和2(2020)年は1,320人となっています。前年から15.3%減少したものの、平成25(2013)年以降増加傾向にあり、被害に遭う児童は少なくありません。

【児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童（全国）】

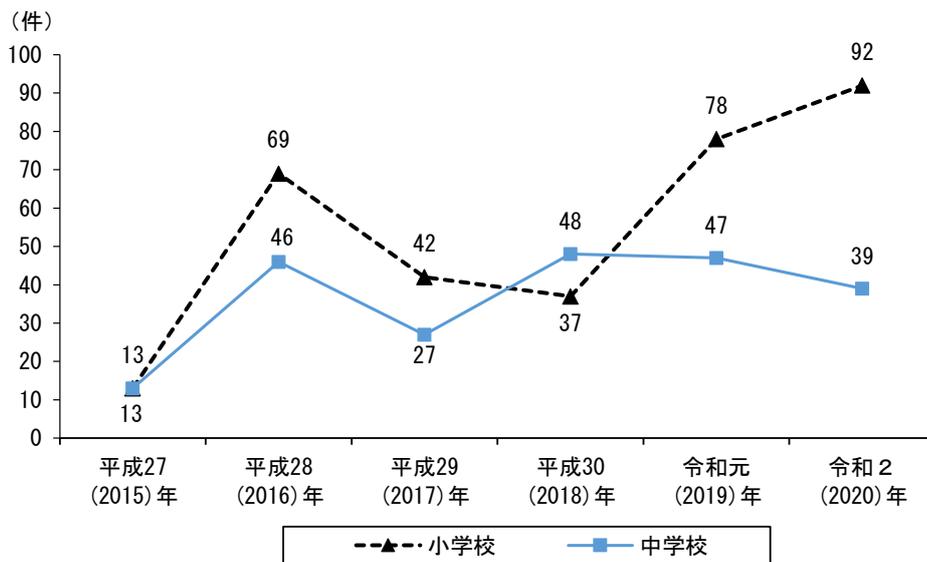


資料：警察庁「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

(エ) いじめ認知件数

本市のいじめの認知件数は、小学校では令和元(2019)年から増加傾向がみられます。一方、中学校は小学校に比べ少なく、件数は、令和元(2019)年から減少傾向となっており低年齢化しています。

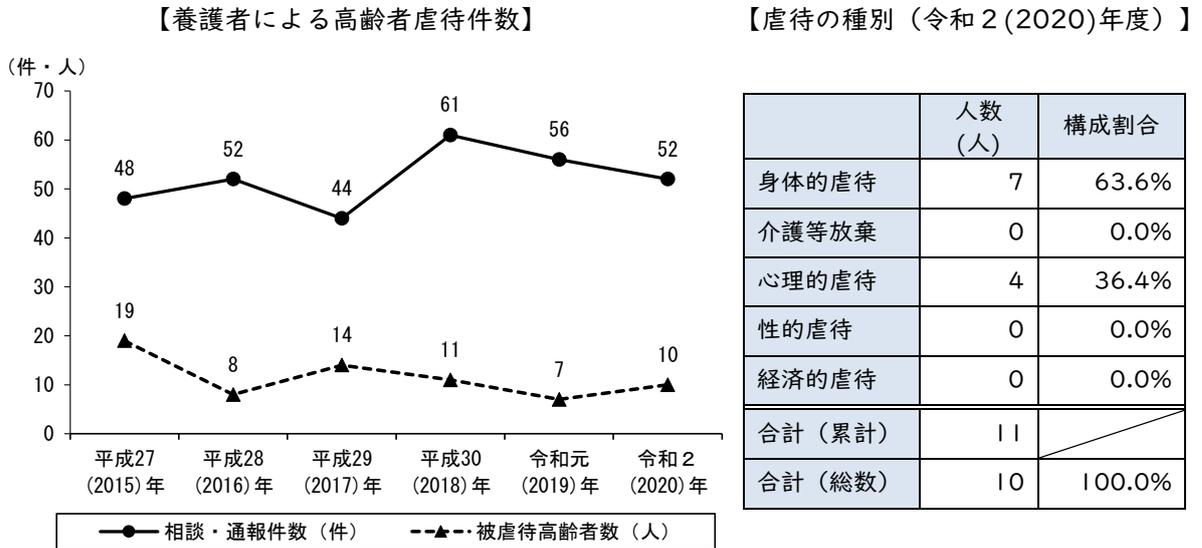
【いじめ認知件数】



資料：学校教育課

(オ) 高齢者虐待件数

本市の養護者による高齢者虐待にかかる相談・通報件数は、令和2(2020)年は52件、被虐待高齢者数は10人となっています。



資料：地域包括支援課

(カ) DV相談件数

本市のDVに関する相談件数は、令和2(2020)年は74件です。平成29(2017)年から減少していましたが、令和2(2020)年は前年に比べ18件増加しています。

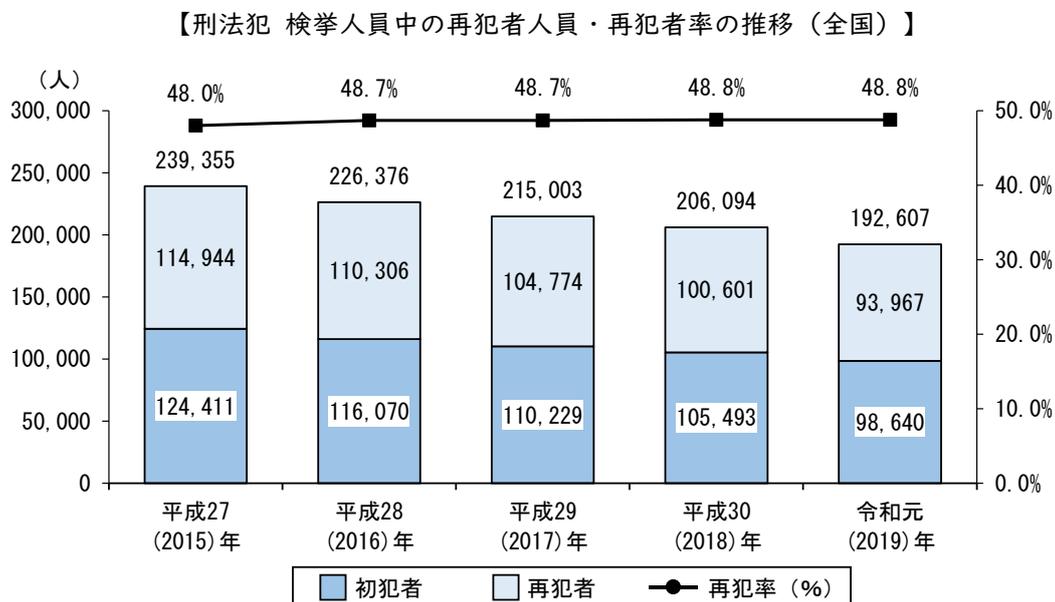
【DV相談件数】

	合計	配偶者からの暴力			生活の本拠を共にする交際相手暴力		
		被害者から		被害者以外から	被害者から		被害者以外から
		女性	男性		女性	男性	
平成27(2015)年	78	45	-	13	3	-	17
平成28(2016)年	86	68	-	17	1	-	0
平成29(2017)年	62	43	-	16	3	-	0
平成30(2018)年	58	31	-	27	-	-	0
令和元(2019)年	56	26	-	28	-	-	2
令和2(2020)年	74	37	-	32	5	-	0

資料：人権推進課

⑥ 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（全国）

全国において検挙された人のうち再犯人数は減少傾向にあり、令和元(2019)年は93,967人で、平成27(2015)年に比べ約20%減となっています。一方、再犯率（検挙人員数に占める再犯者の割合）は48%台で推移し、半数近くは再犯者となっています。

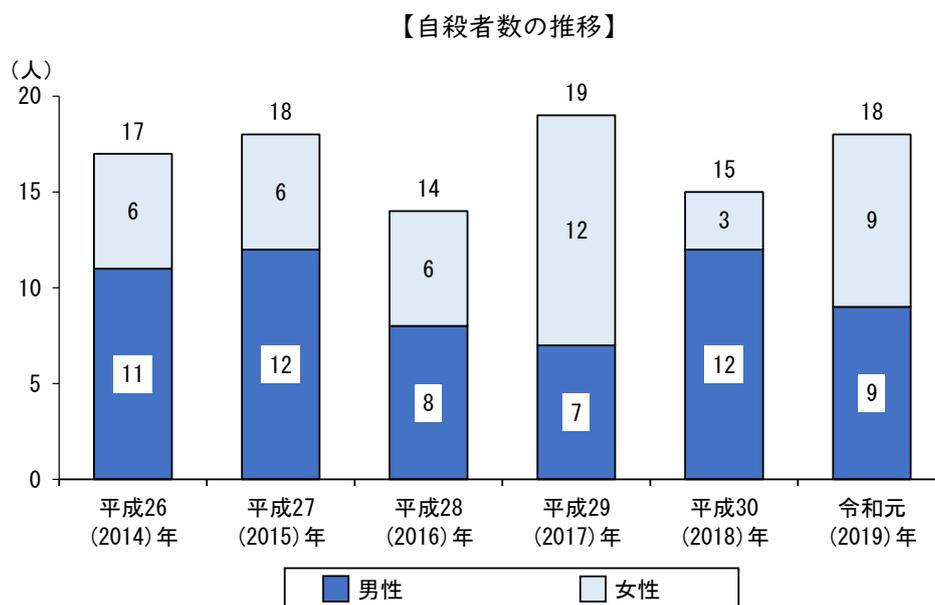


資料：警察庁「犯罪統計書」

⑦ 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、令和元(2019)年は18人で、各年20人以下で推移しています。

性別では、令和元(2019)年は男女同数ですが、平成29(2017)年を除く年では、いずれも女性に比べ男性のほうが多くなっています。



資料：人口動態統計

10 市民アンケートの結果

《調査の実施概要》

◆調査目的

本市では、平成23(2011)年度に策定した「羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画」が計画期間の10年を経過するにあたり、この間の社会情勢や国及び大阪府の施策動向等への対応、また、羽曳野市総合基本計画や各種の個別計画、方針との整合を図りながら、今後の羽曳野市の人権に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを推進するため、令和3(2021)年度末に策定する第2期計画に向けた基礎資料として活用することを目的とし、アンケート調査を実施しました。

◆調査設計

調査対象 羽曳野市の住民基本台帳から無作為に抽出した市民 2,000人

調査方法 郵送配布・郵送回収

調査期間 令和2(2020)年8月31日(月)～9月30日(水)まで

◆回収状況

配布数	回収数	無効票数	有効回収数	有効回収率
2,000	954	6	948	47.4%

◆報告書の見方

- ① 回答は、各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示し、小数点第2位を四捨五入しました。(比率の合計が100.0%にならない場合がある。)
- ② 図表上の「MA%」という表記は複数回答(Multiple Answerの略)の、また、「LA%」という表記は制限つき複数回答(Limited Answerの略)の意味です。
- ③ コンピュータ入力の場合、図表において、回答選択肢の見出しを簡略化している場合があります。
- ④ 年代別にみた10歳代(n=19)の集計結果は、母数が少ないことから一概に適正な比率とは言えないため、傾向をみるための参考とします。
- ⑤ 経年比較における「前回調査」とは、平成23(2011)年度に実施した「羽曳野市人権に関する市民意識調査」のことです。

① 人権全般に関する市民の意識・実態

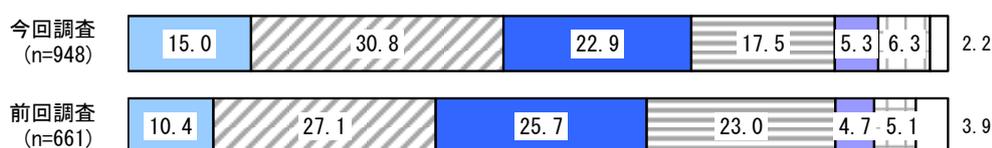
◆あなたは、「人権」を、身近な問題として感じていますか。

人権を身近な問題として感じているかについては、『身近を感じる（「とても身近を感じる」＋「どちらかといえば身近を感じる」）』割合が45.8%、『身近に感じない（「どちらかといえば身近に感じない」＋「まったく身近に感じない」）』割合は22.8%となっています。

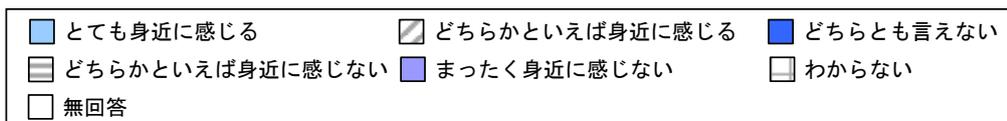
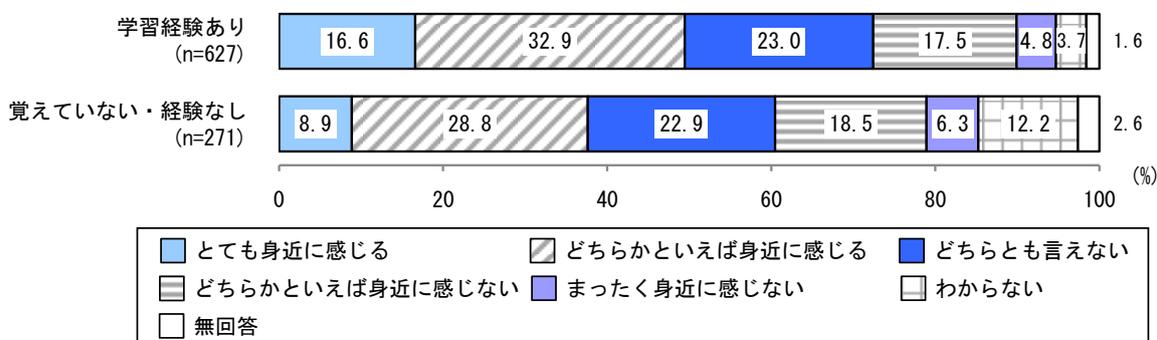
前回調査と比較すると、『身近を感じる』割合が8.3ポイント高くなっており、『身近に感じない』割合は4.9ポイント低くなっています。

人権問題についての学習経験の有無別でみると、『身近を感じる』割合では、学習経験のある人は49.5%で、学習経験のない人(37.7%)と比べて11.8ポイント高い割合になっています。

【経年比較】



【人権問題についての学習経験の有無別】



◆あなたは、「人権」を、「他人事（ひとごと）」ではなく、「自分事」として感じていますか。

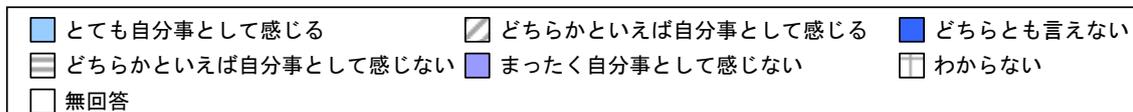
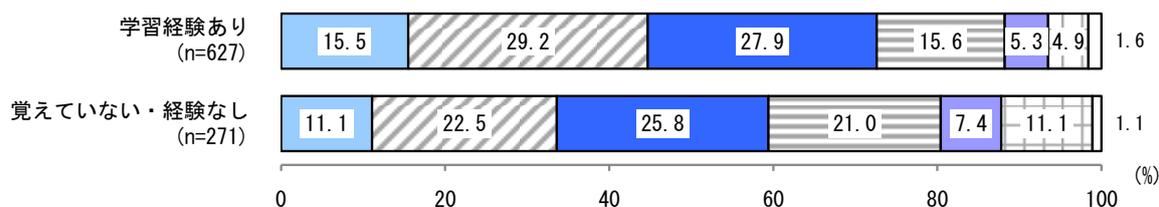
人権を自分事として感じているかについて、「どちらとも言えない」が27.1%で最も多く、『自分事として感じる（「とても自分事として感じる」+「どちらかといえば自分事として感じる」）』割合が41.5%、『自分事として感じない（「どちらかといえば自分事として感じない」+「まったく自分事として感じない」）』割合は22.9%となっています。

人権問題についての学習経験の有無別でみると、『自分事として感じる』割合では、学習経験のある人は44.7%で、学習経験のない人（33.6%）と比べて11.1ポイント高い割合になっています。

【全体】



【人権問題についての学習経験の有無別】



◆一般的に「差別」というものについて、どのような考えをお持ちですか。

一般的に「差別」というものについて持っている考え方として、『肯定（「そう思う」＋「ややそう思う」）』の割合をみると、“（１）差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである”が88.1%、“（２）あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある”が85.6%、“（５）差別問題に関心ない人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である”が78.2%と高くなっています。

人権問題についての学習経験の有無別でみると、“差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人は89.8%となっており、学習経験のない人（86.7%）と比べて3.1ポイント高い割合になっています。

“差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い”については、学習経験のある人は『否定』が37.6%で『肯定』（23.6%）より多くなっています。一方、学習経験のない人は『肯定』が36.9%で『否定』（29.5%）より多くなっています。

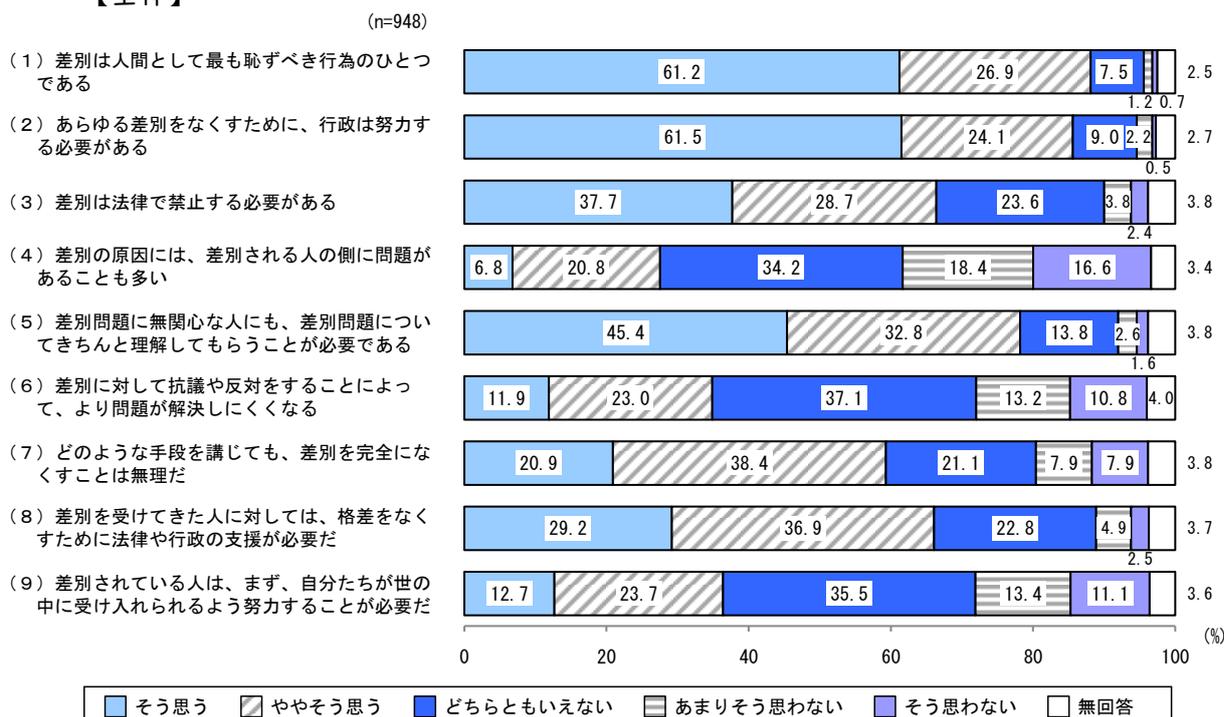
“差別問題に関心ない人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人は79.6%、学習経験のない人は78.3%となっています。

“差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなる”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人は32.8%となっており、学習経験のない人（39.5%）と比べて6.7ポイント低い割合になっています。

“どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人が61.6%、学習経験のない人が56.9%で、学習経験のある人のほうが4.7ポイント高い割合になっています。

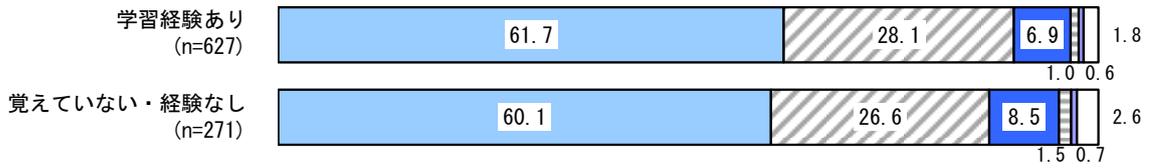
“差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ”については、『肯定』の割合は、学習経験のある人は31.9%となっており、学習経験のない人（46.5%）と比べて14.6ポイント低い割合になっています。

【全体】

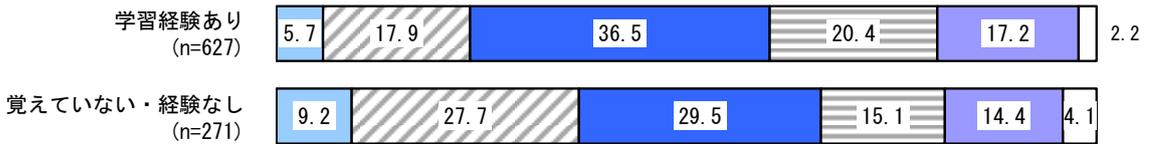


【人権問題についての学習経験の有無別】

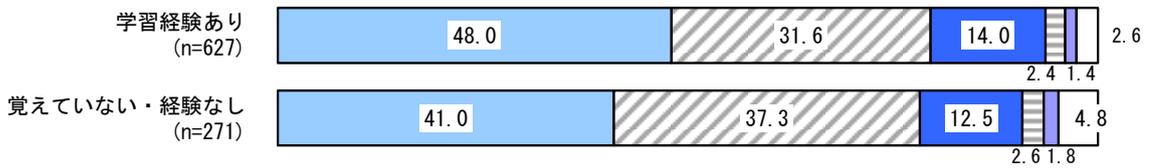
□差別は人間として最も恥ずべき行為のひとつである



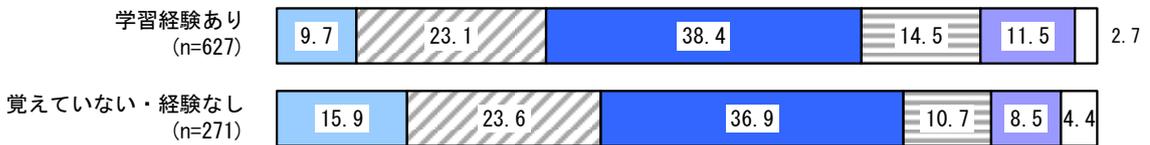
□差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い



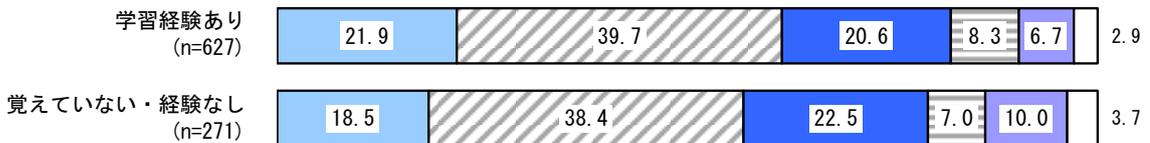
□差別問題に関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である



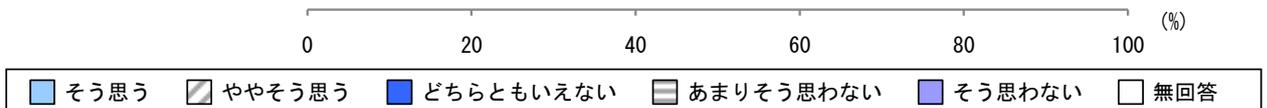
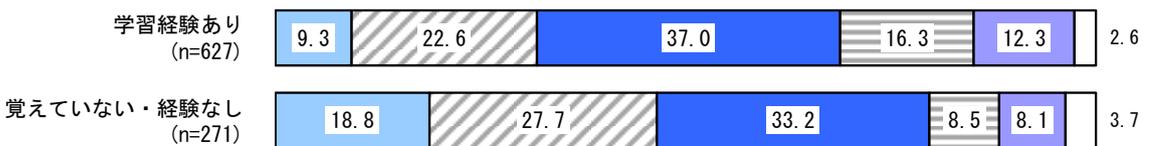
□差別に対して抗議や反対をすることによって、より問題が解決しにくくなる



□どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ



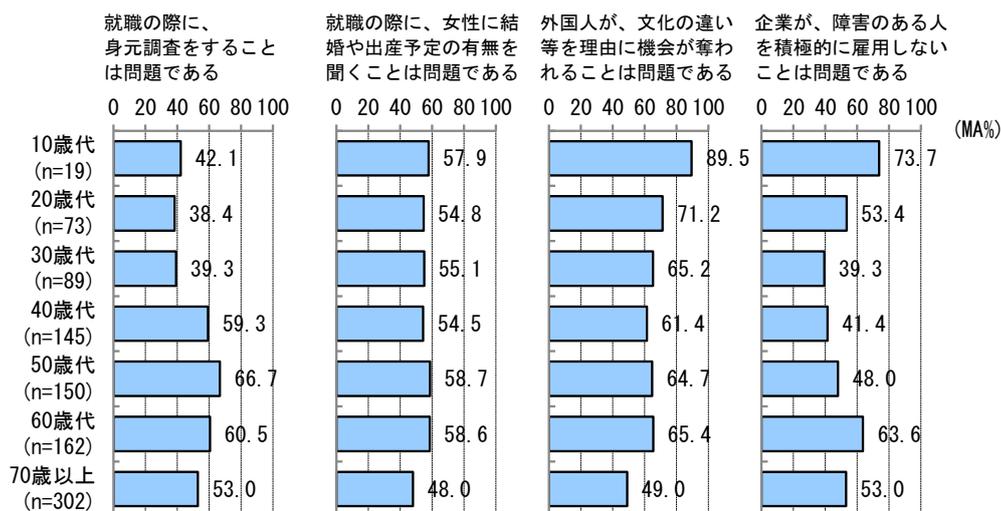
□差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ



◆就職における場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。

就職の場面で問題と思うことについて、年代別でみると、「就職の際に、身元調査をすることは問題である」では、40歳以降の各年代で50%以上となっていますが、40歳未満の各年代では10ポイント以上低い割合になっています。「企業が、障害のある人を積極的に雇用しないことは問題である」では、20歳代及び60歳代・70歳以上で50%以上となっていますが、30歳代から50歳代の各年代が比較的低い割合になっています。

【年代別】



◆あなた自身またはあなたの家族の結婚相手について、次の項目だけで考えたとき、どのように思いますか。

自身や家族の結婚相手で気になる点について、年代別でみると、“国籍・民族”については、50歳代と70歳以上では「気にならない」と「迷いながらも結婚する（賛成する）」が同率で最も多くなっています。しかし、高齢になるほど「気にならない」の割合は低くなる傾向にあります。

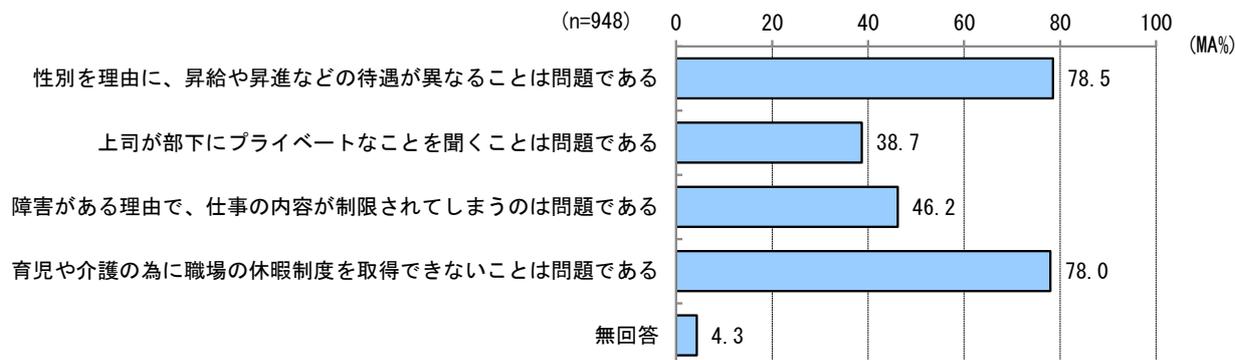
“相手やその家族が障害者かどうか”については、20歳代は「気にならない」が最も多く、30歳代では「気にならない」と「迷いながらも結婚する（賛成する）」が同率で最も多くなっています。「気にならない」は、40歳未満の各年代で30%台となっていますが、40歳以上になると20%台と低くなります。

“部落出身かどうか”については、「気にならない」では、40歳以降の各年代が20%台に対し、40歳未満では40%以上と高い割合になっています。

◆職場における場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。

職場の場面で問題と思うことについて、「性別を理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは問題である」が78.5%で最も多く、次いで「育児や介護の為に職場の休暇制度を取得できないことは問題である」が78.0%、「障害がある理由で、仕事の内容が制限されてしまうのは問題である」が46.2%となっています。

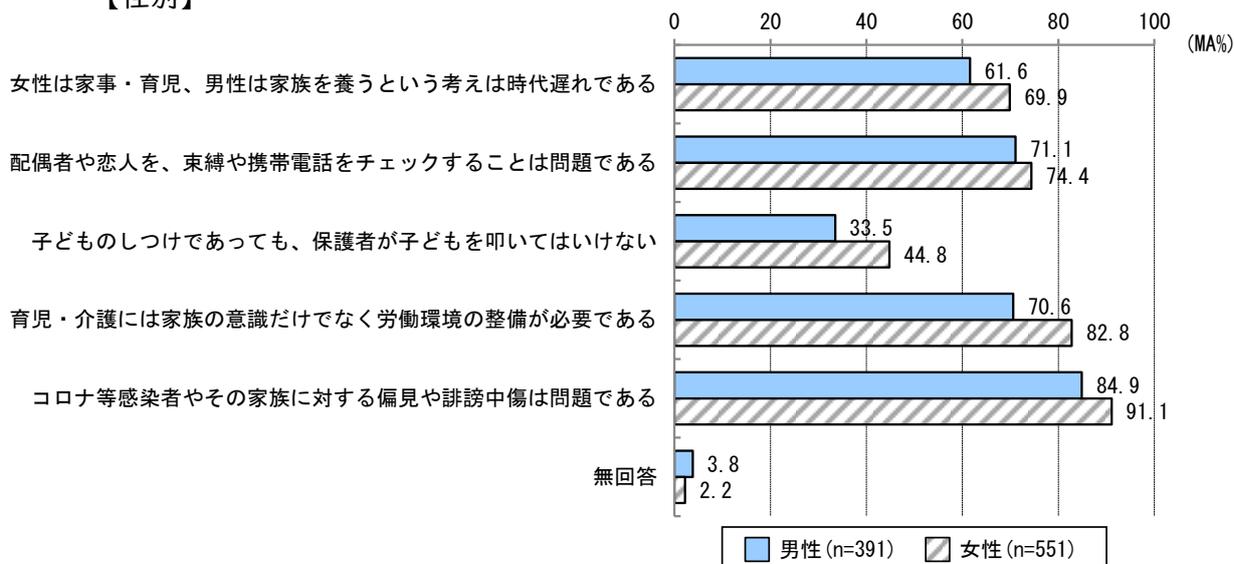
【全体】



◆家庭生活の場面について、あなたが「そう思う」ものに○をつけてください。

家庭生活の場面で問題と思うことについて、性別で見ると、いずれの項目も、女性が男性に比べて高い割合になっており、なかでも「子どものしつけであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない」と「育児・介護には家族の意識だけでなく労働環境の整備が必要である」は10ポイント以上の差があります。

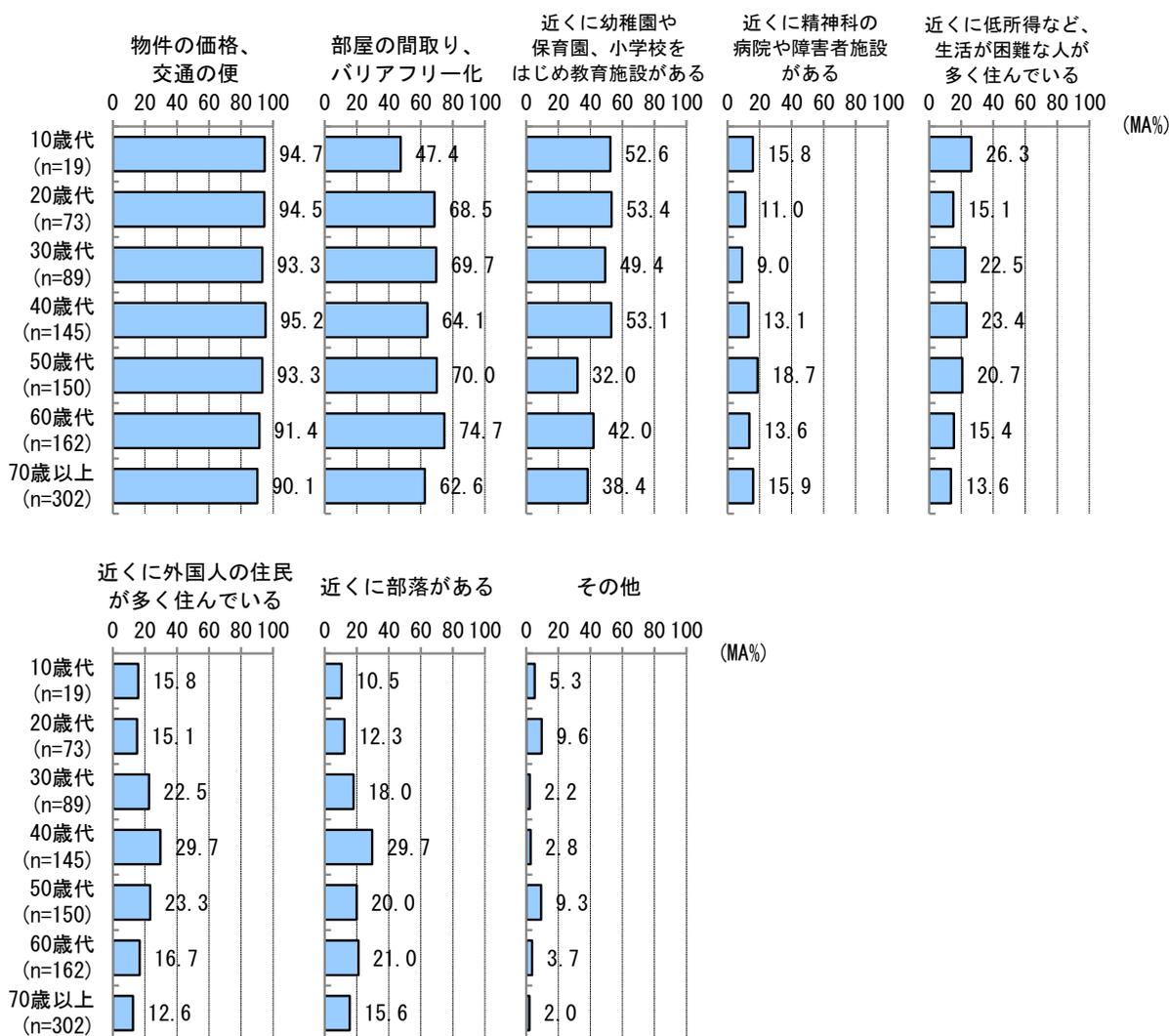
【性別】



◆家を購入したり、借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、気になる項目に○をつけてください。

住宅を選ぶ際に気になる項目について、年代別でみると、「近くに幼稚園や保育園、小学校をはじめ教育施設がある」では、50歳未満の各年代で50%程度となっており、50歳以降の各年代と比べて高い割合になっています。また、40歳代では「近くに外国人の住民が多く住んでいる」と「近くに部落がある」がともに29.7%で、他の年代と比べて高い割合になっています。

【年代別】



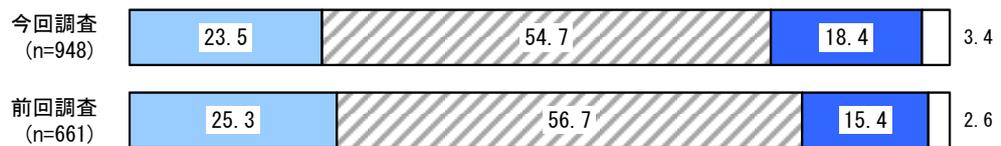
◆あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかについて、「ある」が23.5%となっています。

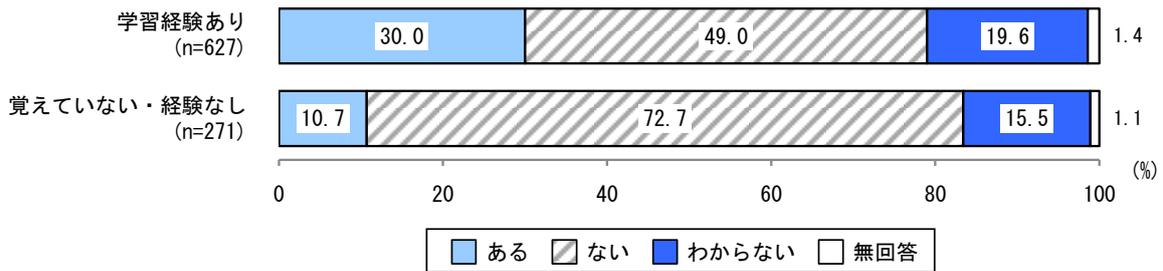
前回調査と比較しても、大きな変化はみられません。

人権問題についての学習経験の有無別でみると、「ある」の割合は、学習経験のある人で30.0%、学習経験のない人で10.7%となっており、学習経験のある人のほうが19.3ポイント高い割合になっています。

【経年比較】



【人権問題についての学習経験の有無別】

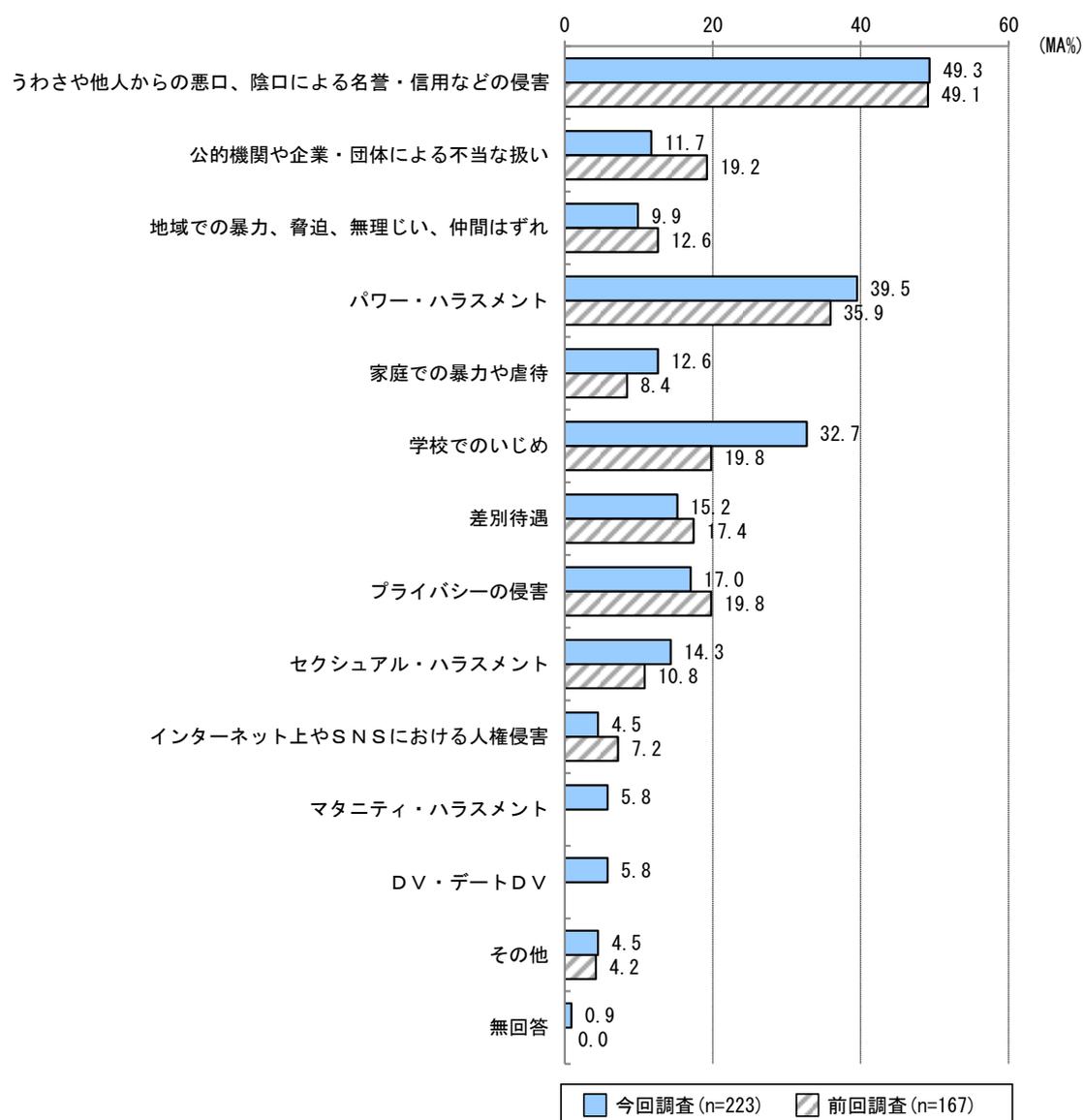


◆あなたが経験したのは、どのような人権侵害でしたか。

人権を侵害された経験があると回答した人のその内容は、「うわさや他人からの悪口、陰口による名誉・信用などの侵害」が49.3%で最も多く、次いで「パワー・ハラスメント」が39.5%、「学校でのいじめ」が32.7%となっています。

前回調査と比較すると、「公的機関や企業・団体による不当な扱い」は7.5ポイント低くなっています。一方、「学校でのいじめ」が12.9ポイント、「家庭での暴力や虐待」が4.2ポイント、「パワー・ハラスメント」が3.6ポイント高くなっています。

【経年比較】

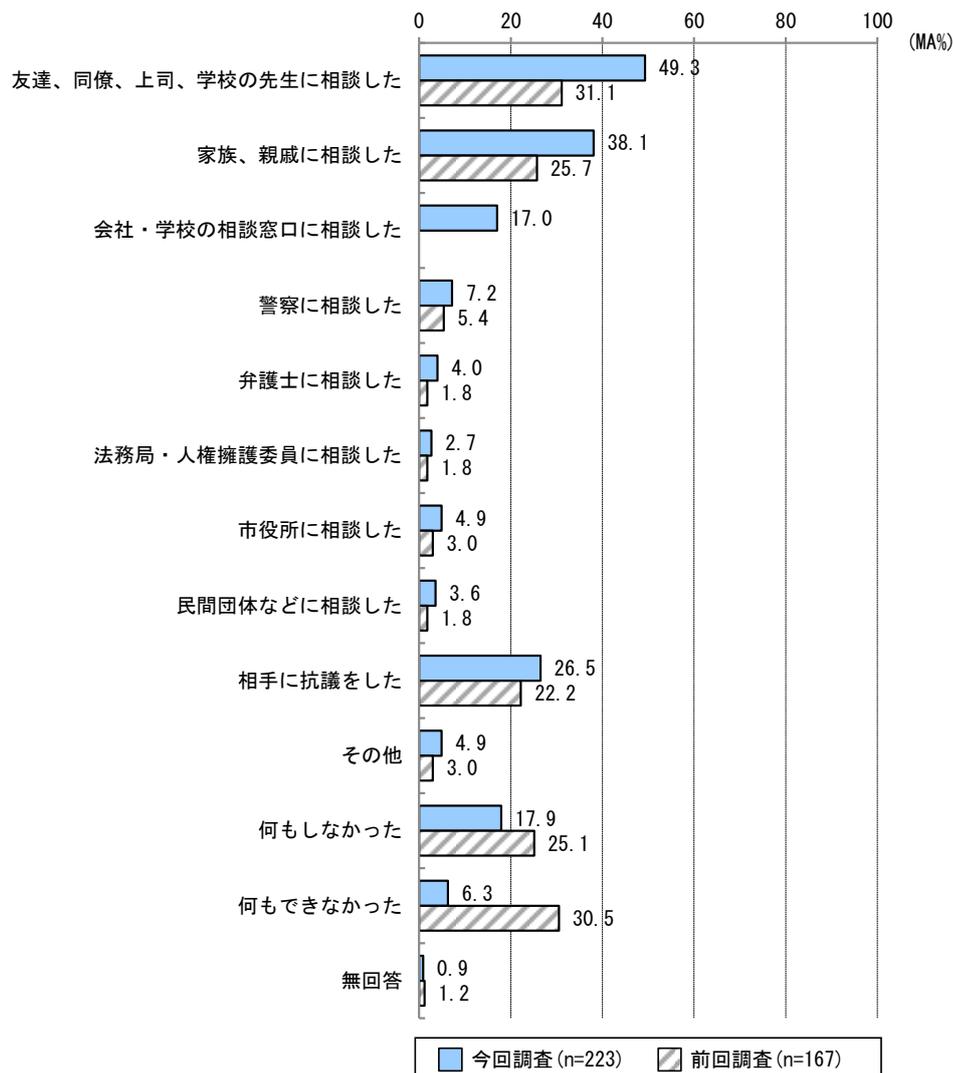


◆人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。

人権侵害を受けたとき、どうしたかについては、「友達、同僚、上司、学校の先生に相談した」が49.3%で最も多く、次いで「家族、親戚に相談した」が38.1%、「相手に抗議した」が26.5%となっています。

前回調査と比較すると、「友達、同僚、上司、学校の先生に相談した」が18.2ポイント、「家族、親戚に相談した」が12.4ポイント高くなっています。また、「何もできなかった」は24.2ポイント、「何もしなかった」は7.2ポイント低くなっています。

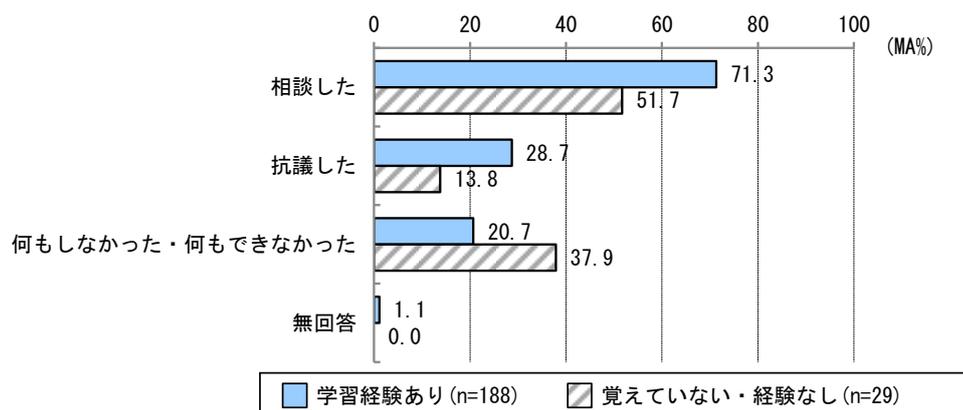
【経年比較】



◆人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。

人権問題についての学習経験の有無別で見ると、誰か、または何処かに「相談した」では、学習経験のある人は71.3%、学習経験のない人は51.7%で、学習経験のある人のほうが19.6ポイント高い割合になっています。「抗議した」では、学習経験のある人は28.7%で、学習経験のない人(13.8%)と比べて14.9ポイント高い割合になっています。一方、「何もしなかった・何もできなかった」では、学習経験のない人が37.9%で、学習経験のある人(20.7%)と比べて17.2ポイント高い割合になっています。

【人権問題についての学習経験の有無別】



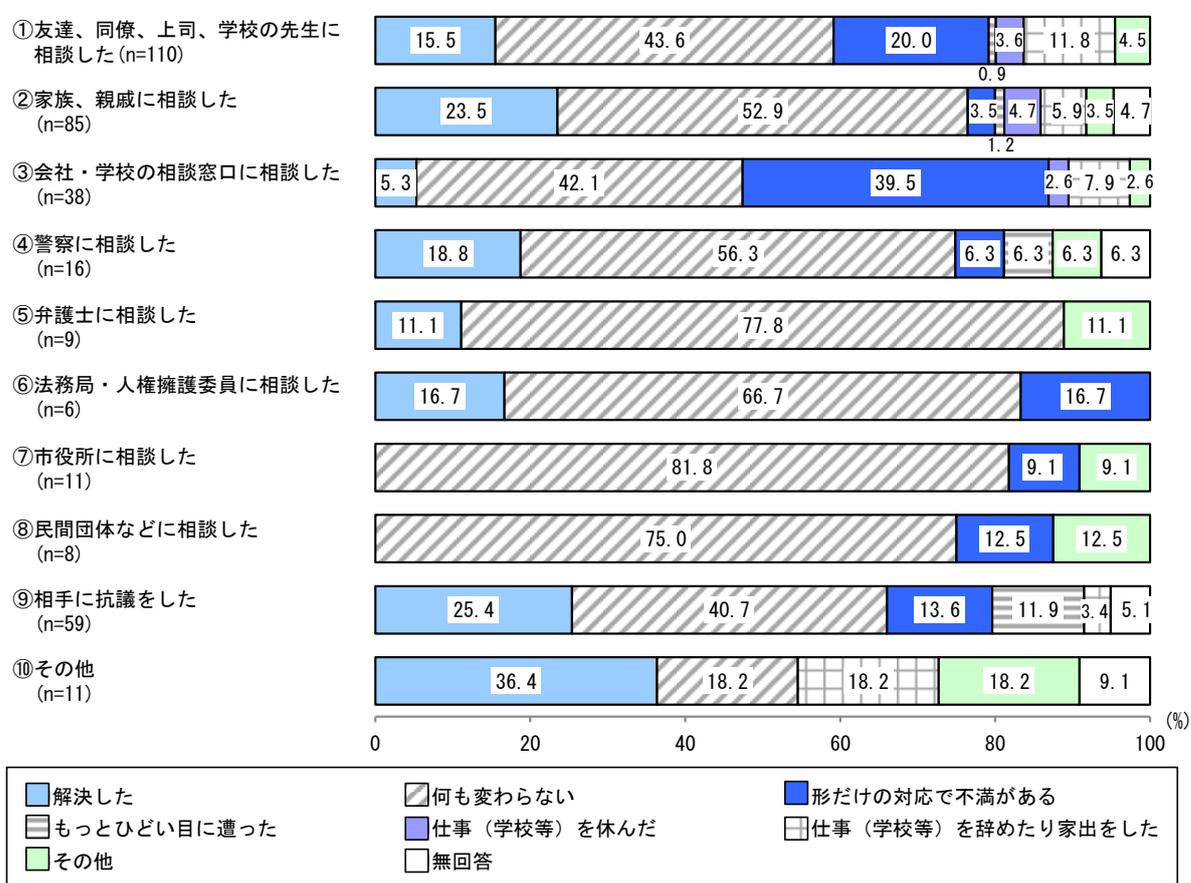
※前ページの選択肢で、いずれかの“相談した”を選んだ回答者を「相談した」とした。

◆人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか。また、その結果はどのようになりましたか。

人権が侵害された経験があると回答した人に、侵害を受けたときの対応による結果をたずねると、いずれの対応も「何も変わらない」が最も多くなっています。「解決した」では、“⑨相手に抗議をした”が25.4%、“②家族、親戚に相談した”が23.5%となっています。

一方、解決に至らなかった結果として、“①友達、同僚、上司、学校の先生に相談した”は「仕事（学校等）を辞めたり家出をした」（11.8%），“③会社・学校の相談窓口相談した”は「形だけの対応で不満がある」（39.5%），“⑨相手に抗議した”は「もっとひどい目に遭った」（11.9%）が、それぞれ他の対応に比べて高い割合になっています。

【全体】

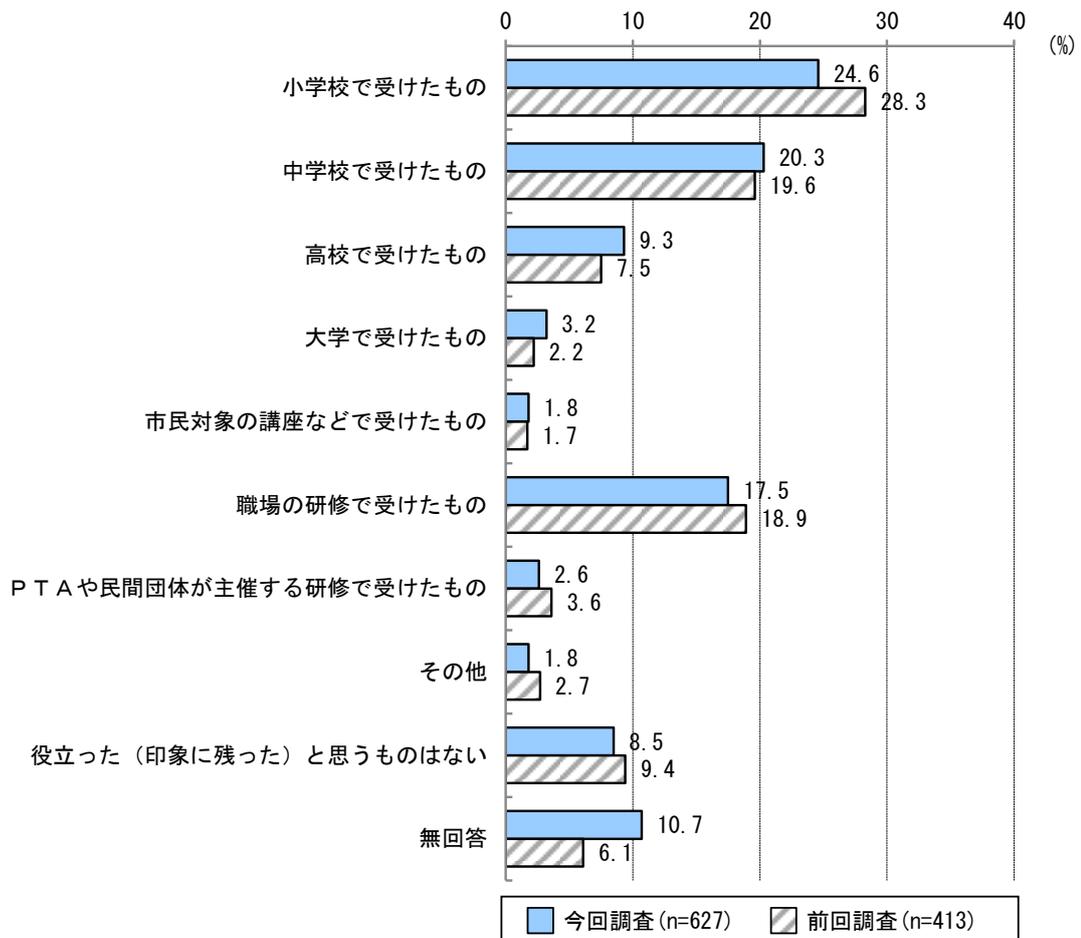


◆あなたの人権意識を高めるうえで特に役に立った（いちばん印象に残っている）ものはどれですか。

人権意識を高めるうえで特に役に立った学習は、「小学校で受けたもの」（24.6%）が最も多く、次いで「中学校で受けたもの」（20.3%）、「職場の研修で受けたもの」（17.5%）となっています。

前回調査の結果と比較すると、「小学校で受けたもの」は3.7ポイント低くなっています。

【経年比較】

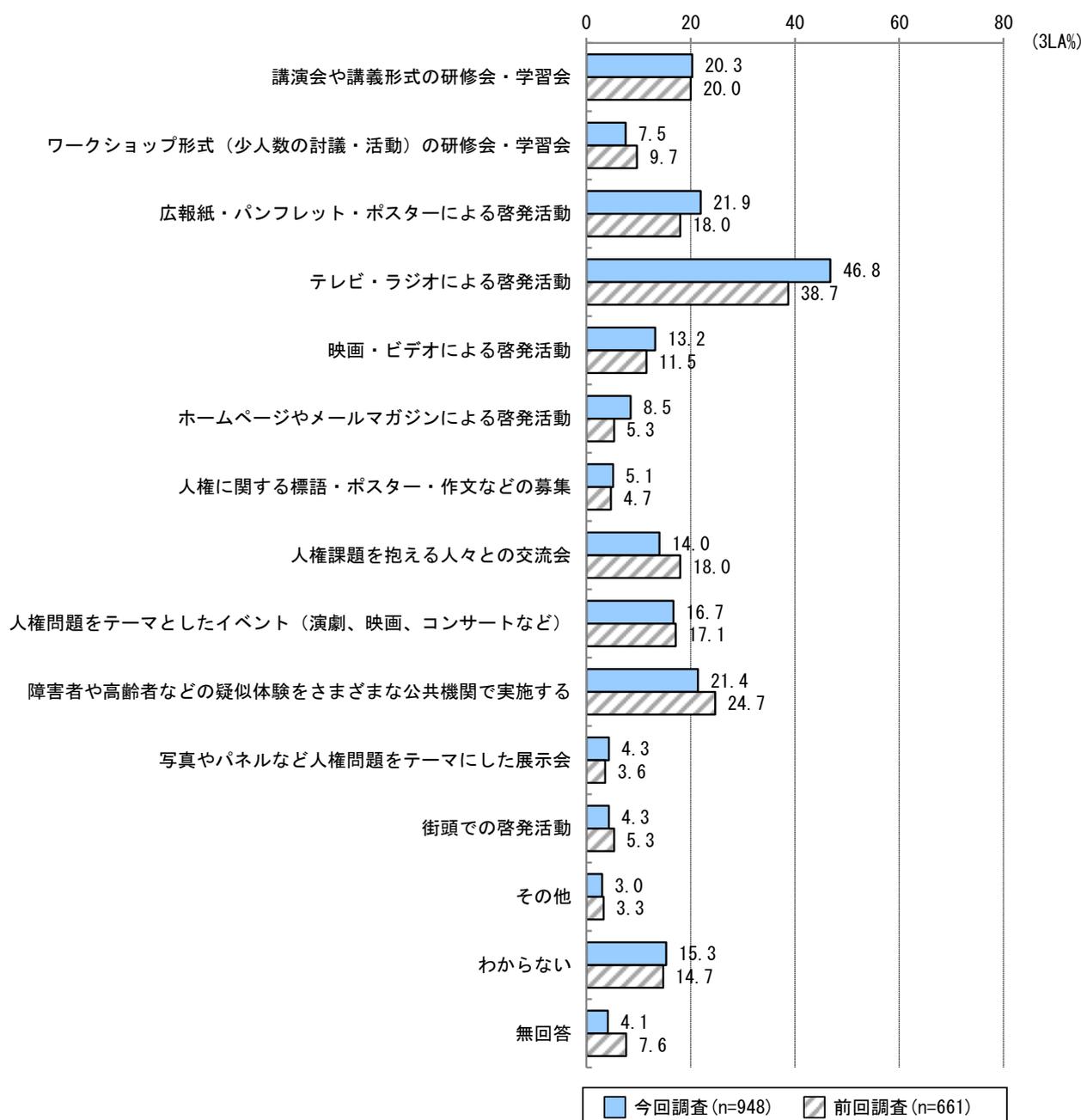


◆人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。

人権啓発を進めるために効果的な啓発活動は、「テレビ・ラジオによる啓発活動」(46.8%)が最も多く、前回調査の結果から8.1ポイント上昇しています。これに次いで「広報紙・パンフレット・ポスターによる啓発活動」(21.9%)、「障害者や高齢者などの疑似体験をさまざまな公共機関で実施する」(21.4%)となっています。

前回調査の結果と比較すると、「テレビ・ラジオによる啓発活動」が8.1ポイント高くなっています。一方、「人権課題を抱える人々との交流会」は4.0ポイント低くなっています。

【経年比較】



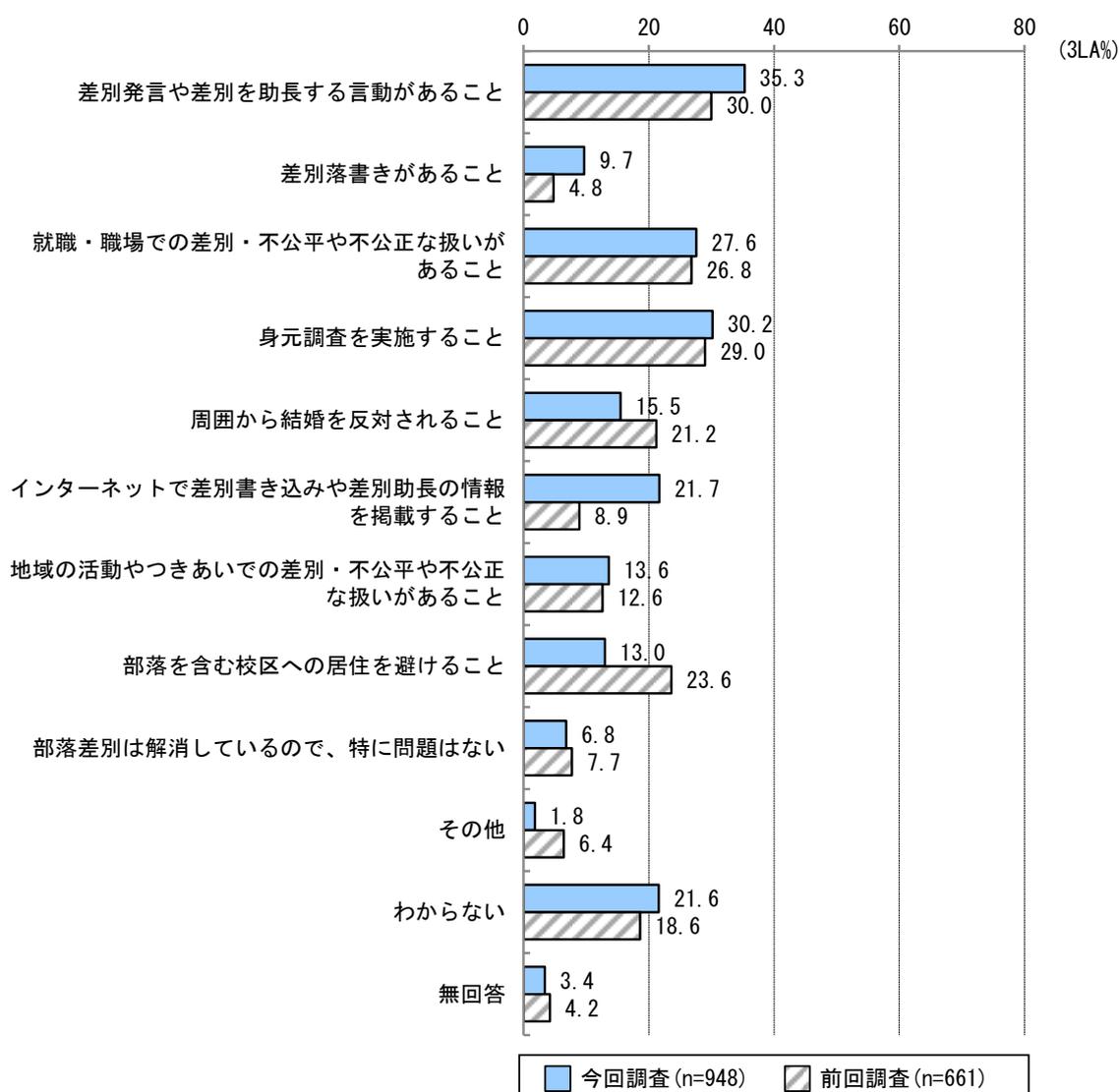
② 個別の人権問題に関する市民の意識・実態

◆部落差別に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

部落差別の人権で特に問題があるものは、「差別発言や差別を助長する言動があること」(35.3%)や「身元調査を実施すること」(30.2%)、「就職・職場での差別・不公平や不公正な扱いがあること」(27.6%)が上位となっています。

前回調査の結果と比較すると、「インターネットで差別書き込みや差別助長の情報を掲載すること」が12.8ポイント増、「差別発言や差別を助長する言動があること」が5.3ポイント増となっています。

【経年比較】

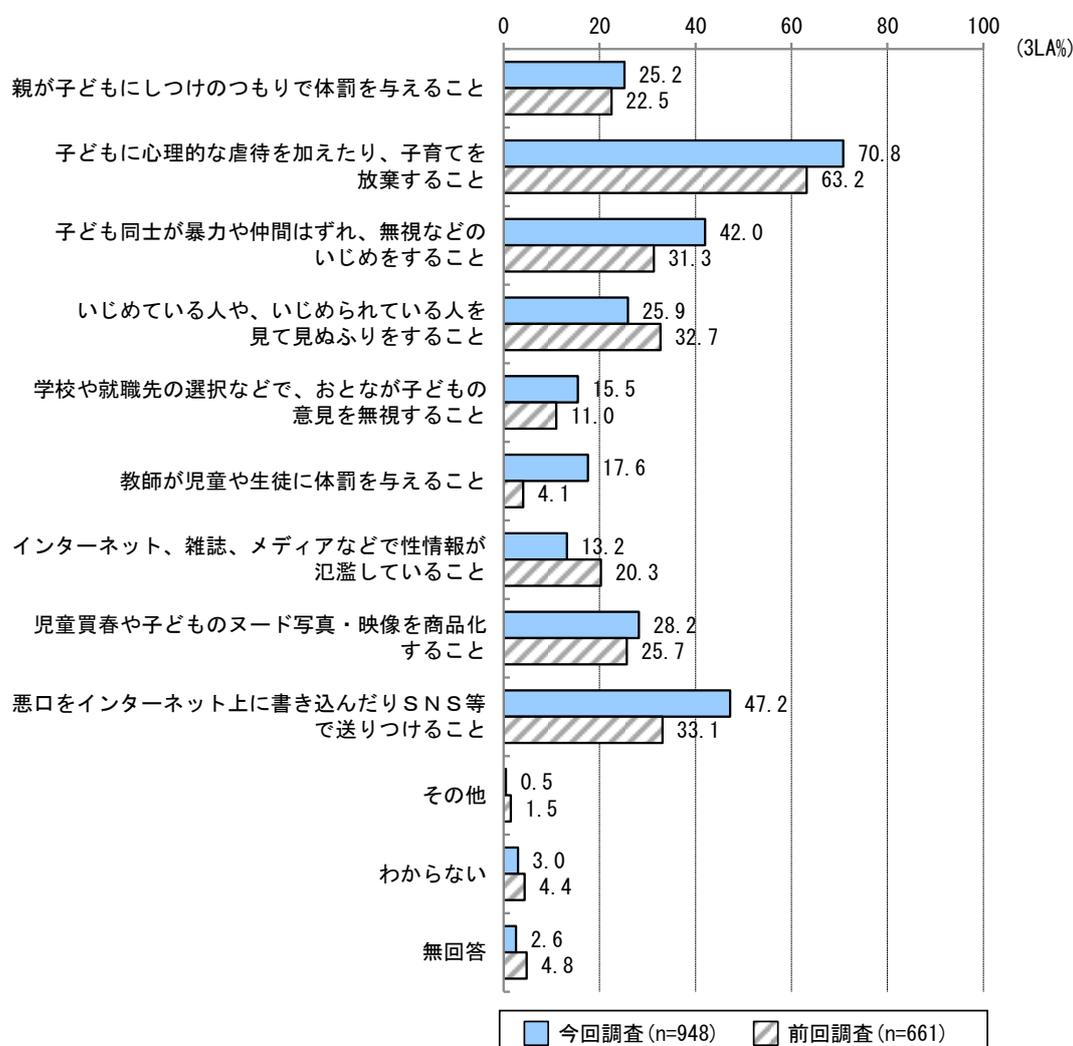


◆子どもに関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

子どもの人権で特に問題があるものは、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄すること」(70.8%)や「悪口をインターネット上に書き込んだりSNS等で送りつけること」(47.2%)、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをすること」(42.0%)などが多くなっています。

前回調査の結果と比較すると、「悪口をインターネット上に書き込んだりSNS等で送りつけること」(14.1ポイント増)、「教師が児童や生徒に体罰を与えること」(13.5ポイント増)、「子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをすること」(10.7ポイント増)、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄すること」(7.6ポイント増)などが大きく増加しています。

【経年比較】

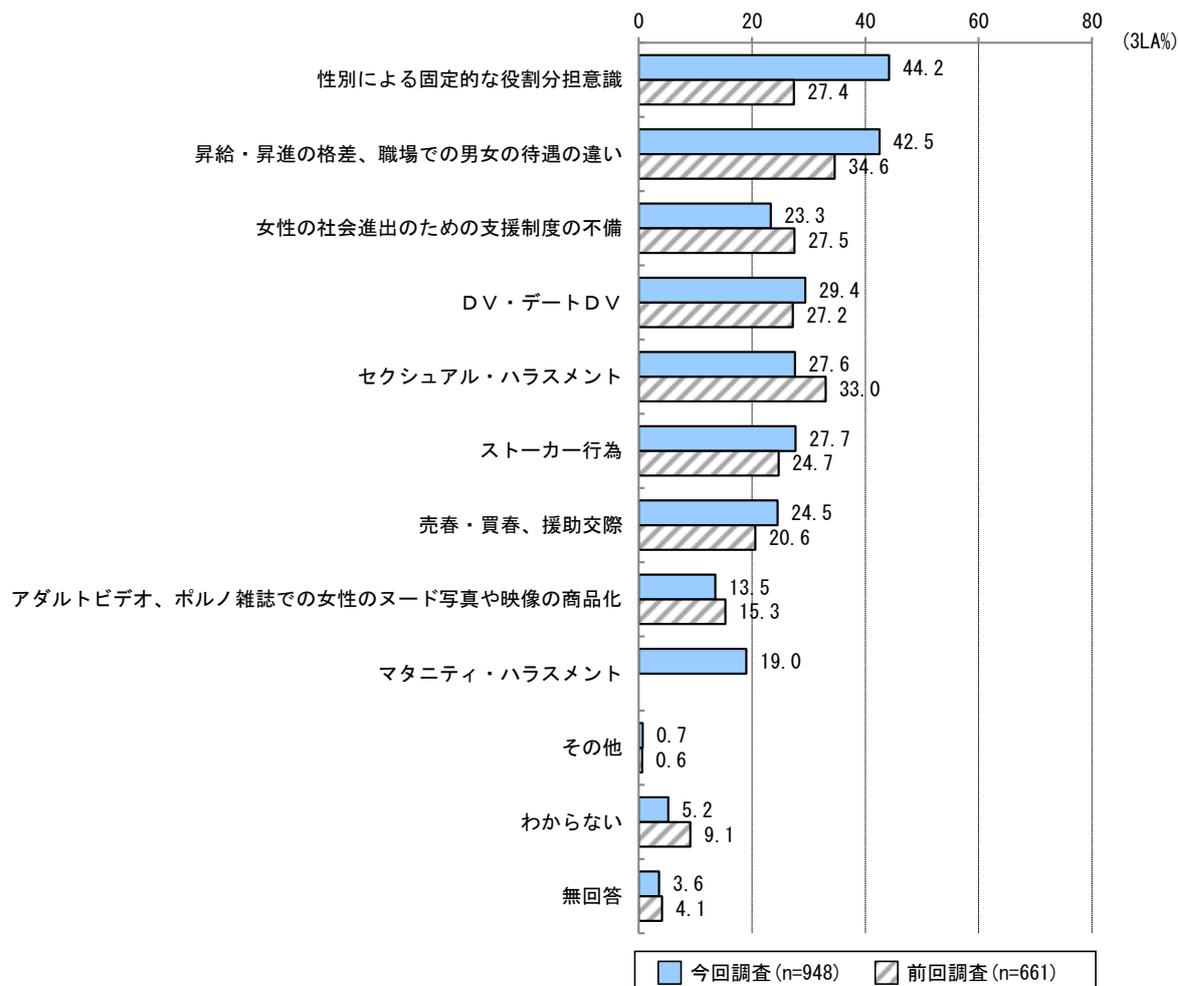


◆女性に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

女性の人権で特に問題がある事柄は、「性別による固定的な役割分担意識」(44.2%)や「昇給・昇進の格差、職場での男女の待遇の違い」(42.5%)、「DV・デートDV」(29.4%)が多くなっています。

前回調査の結果と比較すると、「性別による固定的な役割分担意識」が16.8ポイント、「昇給・昇進の格差、職場での男女の待遇の違い」が7.9ポイント増加しています。

【経年比較】

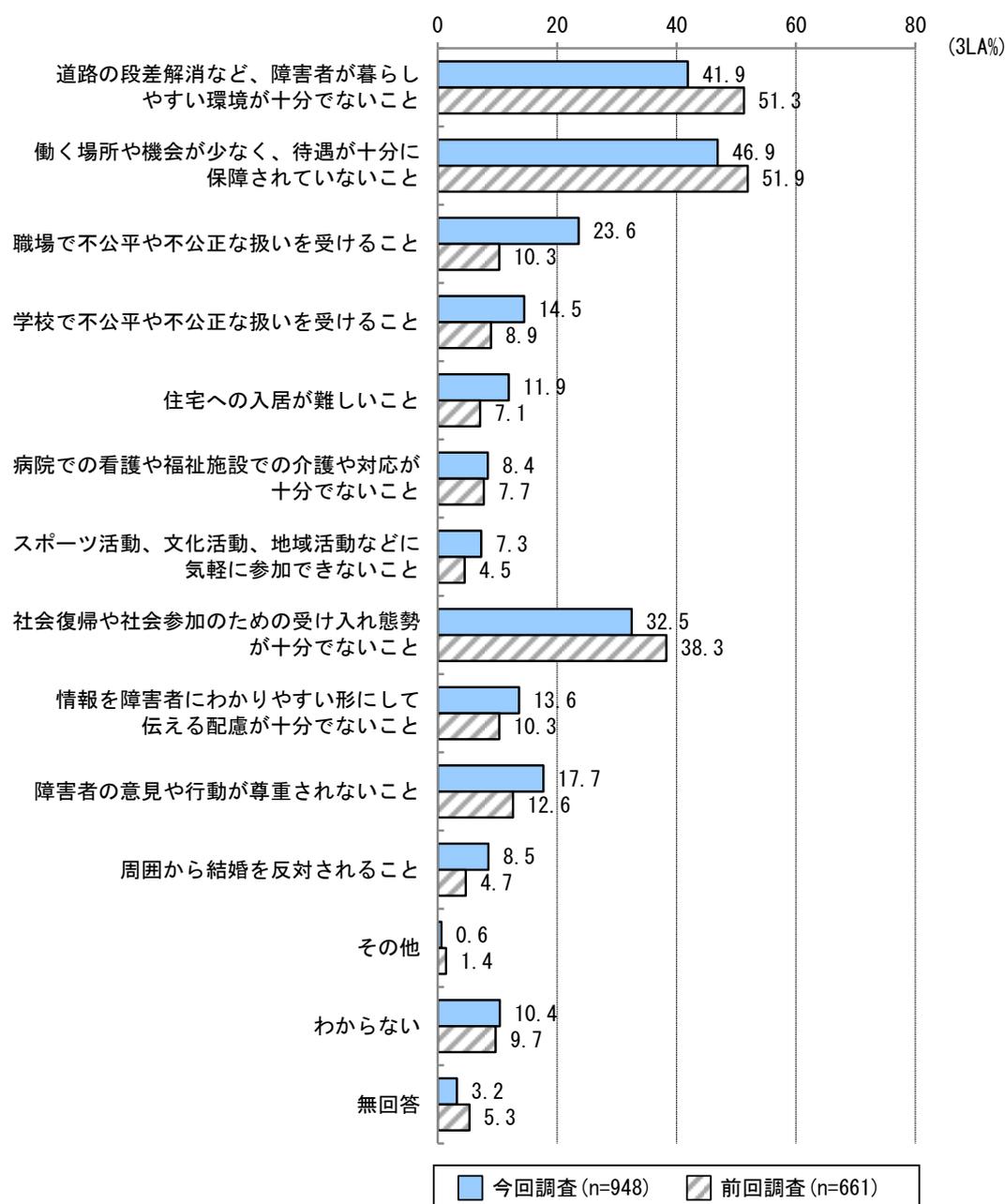


◆障害者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

障害者の人権で特に問題があるものについては、「働く場所や機会が少なく、待遇が十分に保障されていないこと」(46.9%)や「道路の段差解消など、障害者が暮らしやすい環境が十分でないこと」(41.9%)、「社会復帰や社会参加のための受け入れ態勢が十分でないこと」(32.5%)などが多くなっています。

前回調査と比較すると、「職場で不公平や不公正な扱いを受けること」が13.3ポイント増加し、「道路や段差解消など、障害者が暮らしやすい環境が十分でないこと」が9.4ポイント減少しています。

【経年比較】

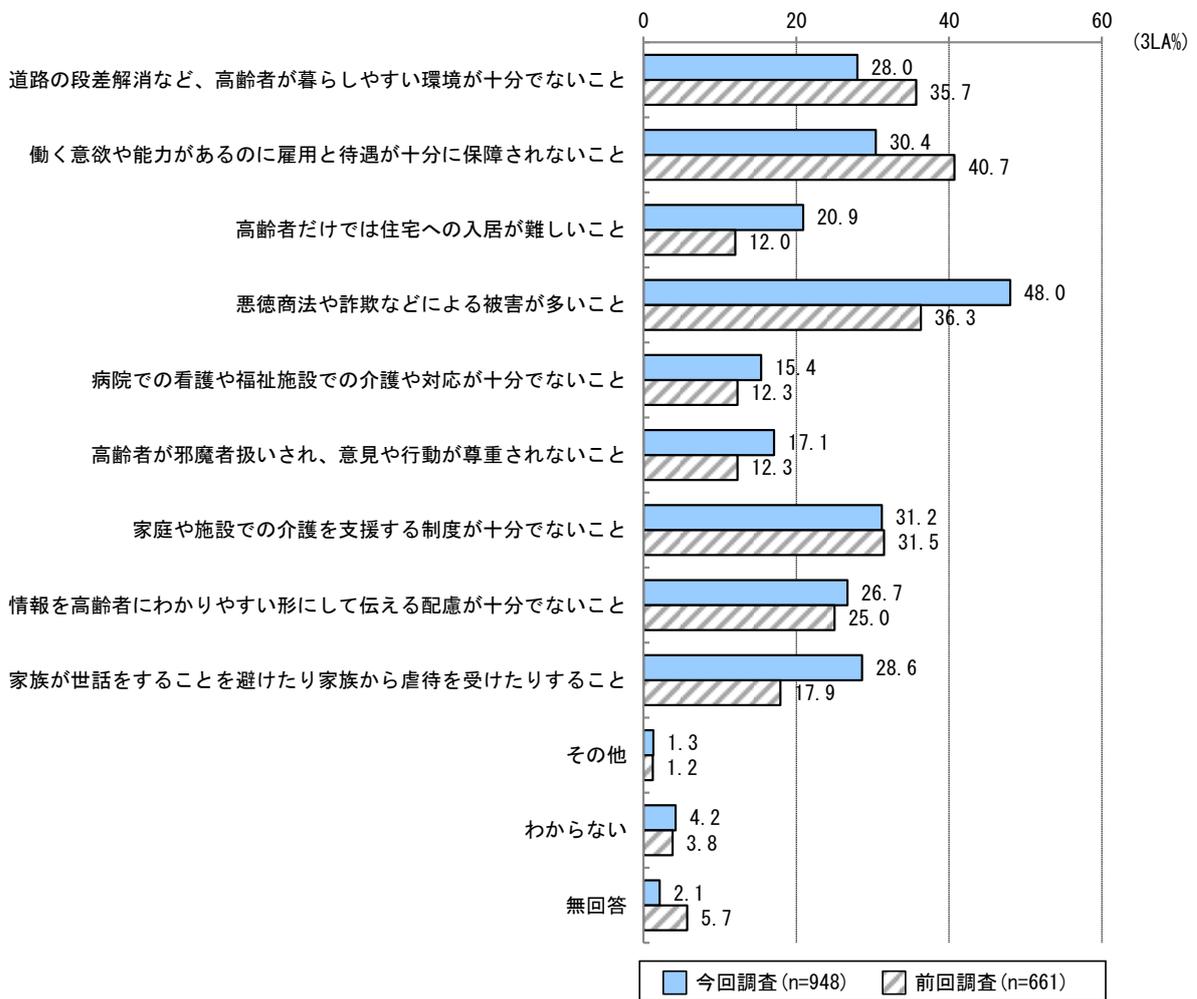


◆高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

高齢者の人権で特に問題があるものは、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」が48.0%で最も多く、次いで「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」(31.2%)、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分に保障されないこと」(30.4%)が続いています。

前回調査の結果と比較すると、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」(11.7ポイント増)、「家族が世話をすることを避けたり家族から虐待を受けたりすること」(10.7ポイント増)などが大きく増加しています。

【経年比較】

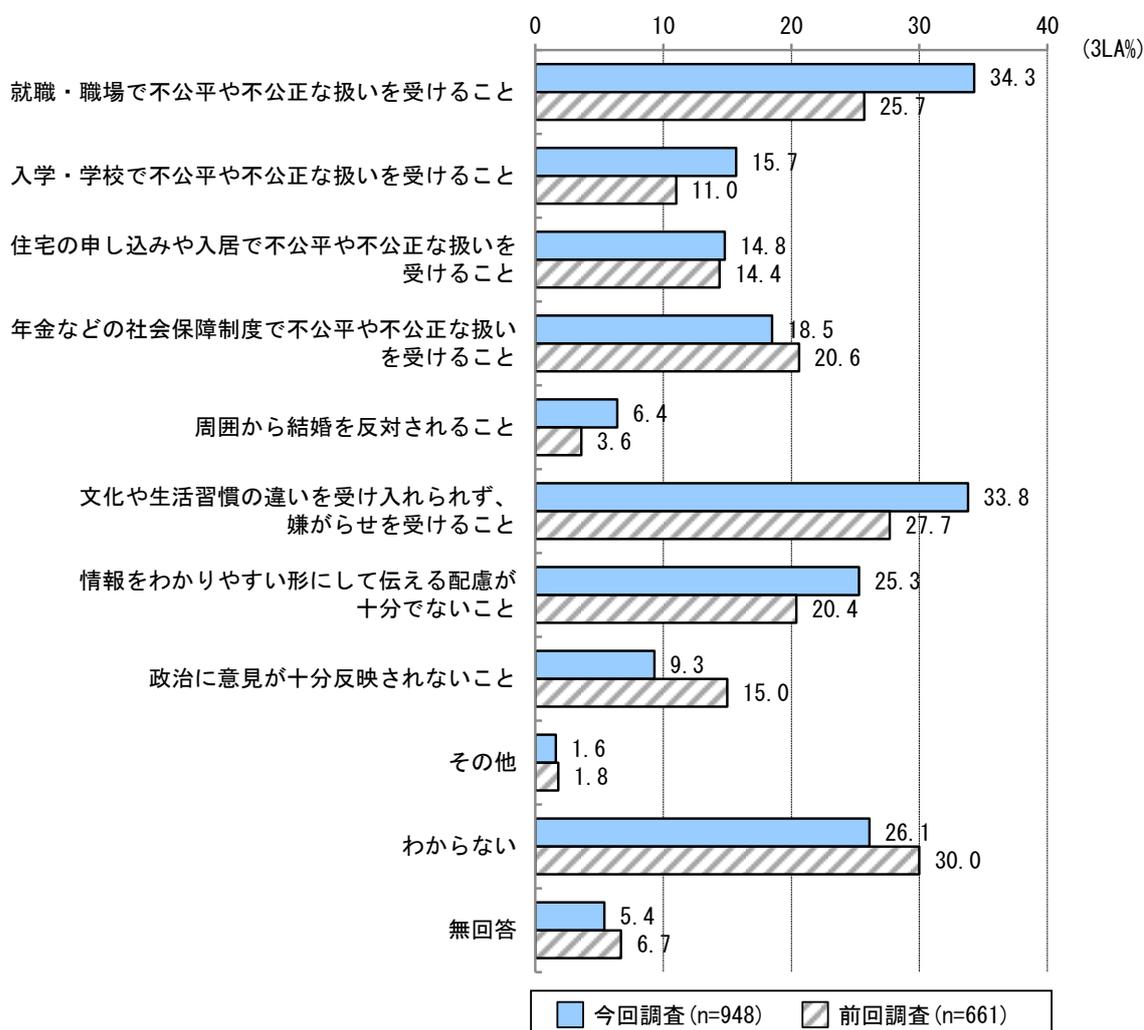


◆日本に居住している外国人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

在日外国人の人権で特に問題があるものは、「就職・職場で不公平や不公正な扱いを受けること」が34.3%で最も多く、次いで「文化や生活習慣の違いを受け入れられず、嫌がらせを受けること」(33.8%)、「情報をわかりやすい形にして伝える配慮が十分でないこと」(25.3%)となっています。

前回調査の結果に比べ、「就職・職場で不公平や不公正な扱いを受けること」は8.6ポイント増、「文化や生活習慣の違いを受け入れられず、嫌がらせを受けること」は6.1ポイント増となっています。

【経年比較】

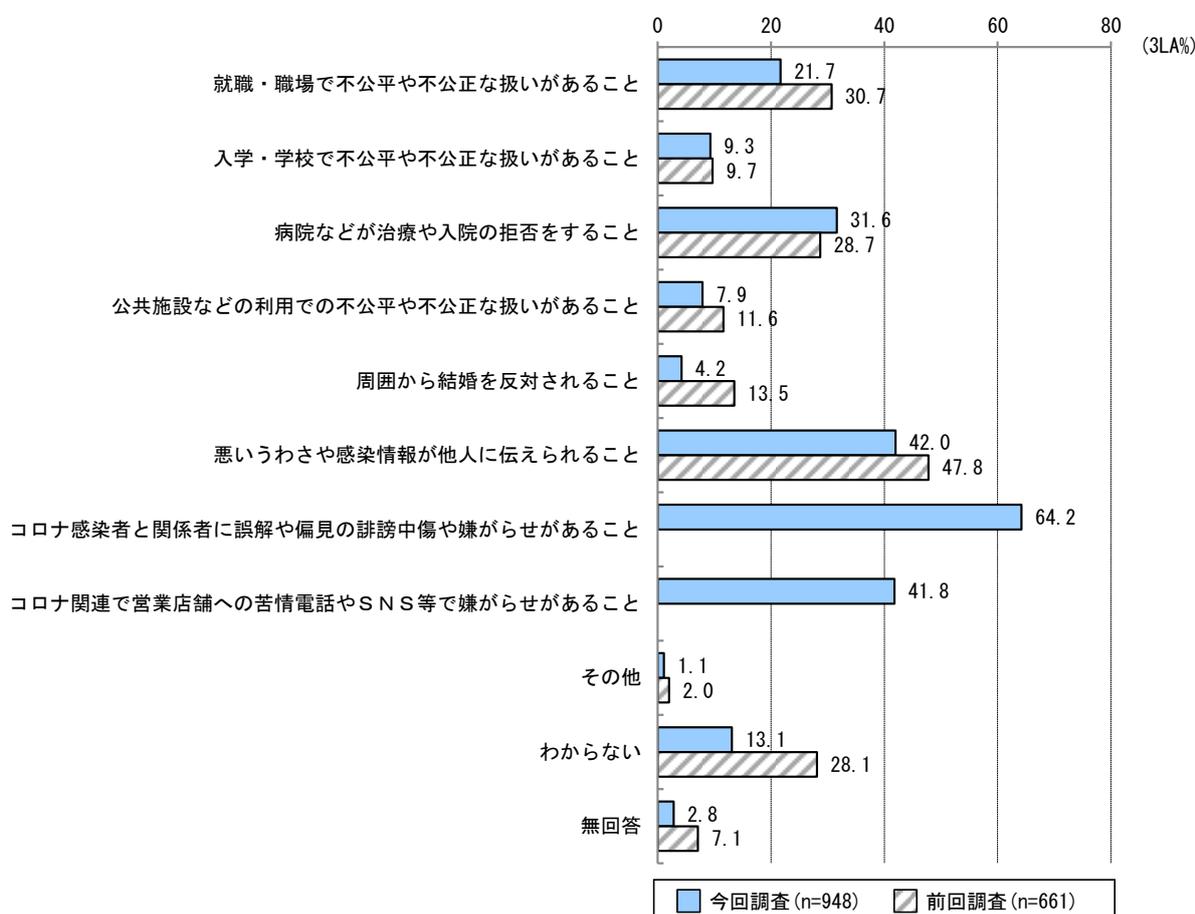


◆HIV感染者やハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染者等に関する事で、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

HIV感染者やハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染者等の人権で特に問題があるものについては、「コロナ感染者と関係者に誤解や偏見の誹謗中傷や嫌がらせがあること」が64.2%で最も多く、次いで「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」が42.0%、「コロナ関連で営業店舗への苦情電話やSNS等で嫌がらせがあること」が41.8%となっています。

前回調査の結果に比べ、「周囲から結婚を反対されること」は9.3ポイント、「就職・職場で不公平や不公正な扱いがあること」は9.0ポイント、「悪いうわさや感染情報が他人に伝えられること」は5.8ポイント低くなっています。

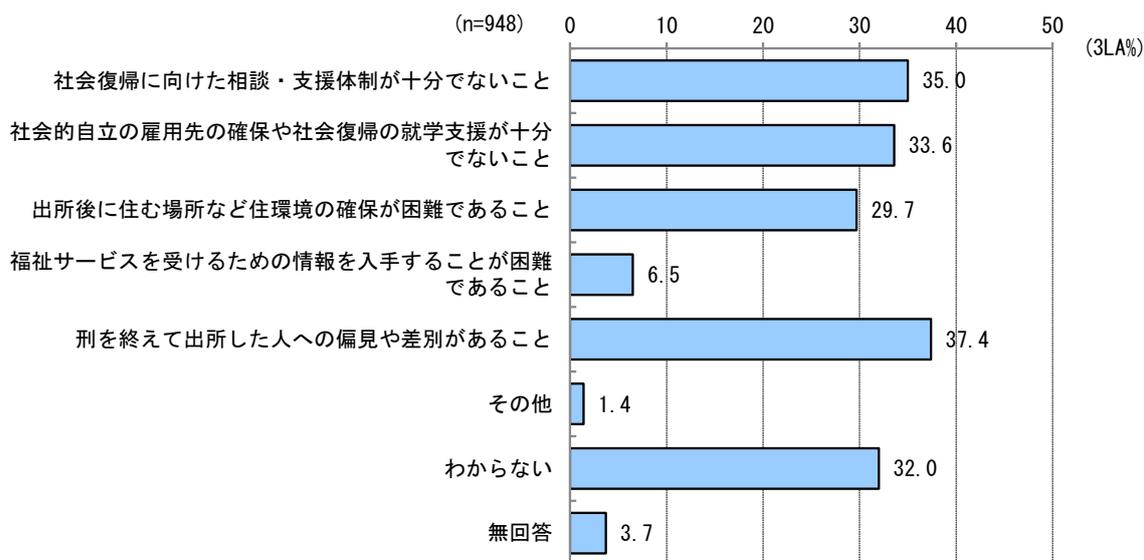
【経年比較】



◆刑を終えて出所した人に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

刑を終えて出所した人の人権で特に問題があるものは、「刑を終えて出所した人への偏見や差別があること」が37.4%で最も多く、次いで「社会復帰に向けた相談・支援体制が十分でないこと」（35.0%）、「社会的自立の雇用先の確保や社会復帰のための就学支援が十分でないこと」（33.6%）、「社会的自立の雇用先の確保や社会復帰のための就学支援が十分でないこと」（33.6%）となっています。

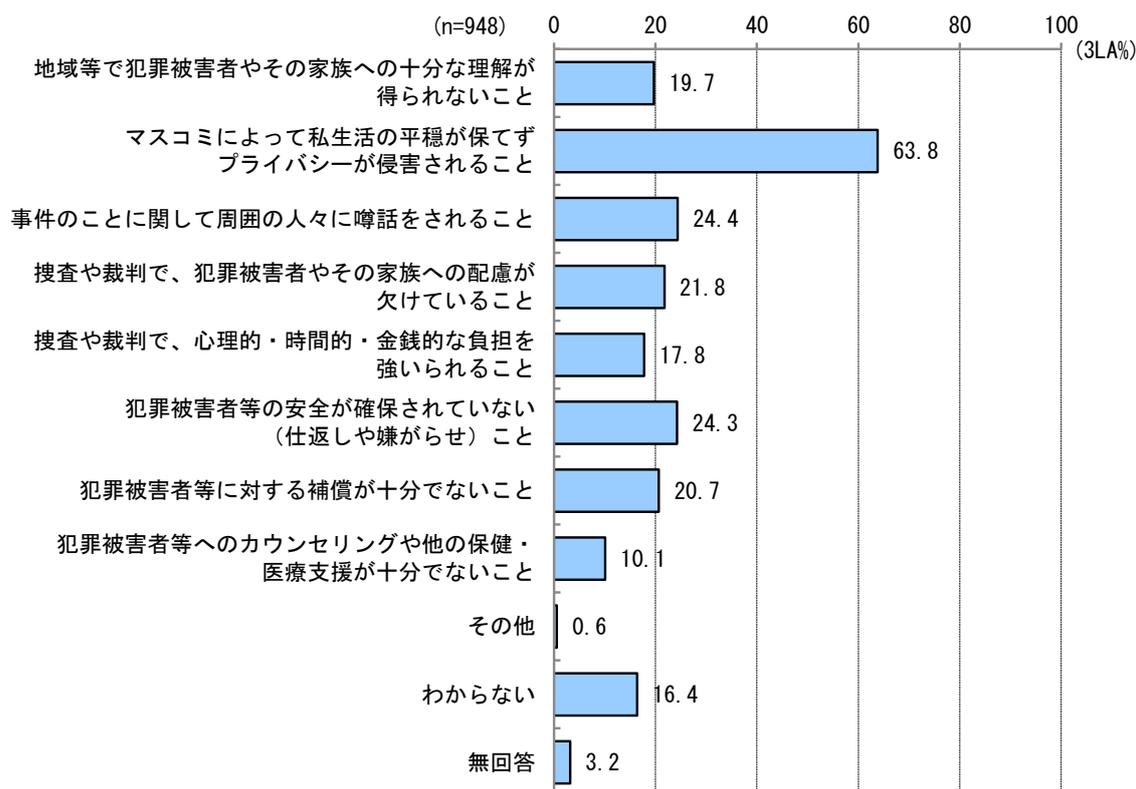
【全体】



◆犯罪被害者やその家族に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

犯罪被害者やその家族の人権で特に問題があるものは、「マスコミによって私生活の平穏が保てずプライバシーが侵害されること」が63.8%で最も多く、次いで「事件のことに
関して周囲の人々に噂話をされること」（24.4%）、「犯罪被害者等の安全（仕返しや嫌がらせ）が確保されていないこと」（24.3%）となっています。

【全体】

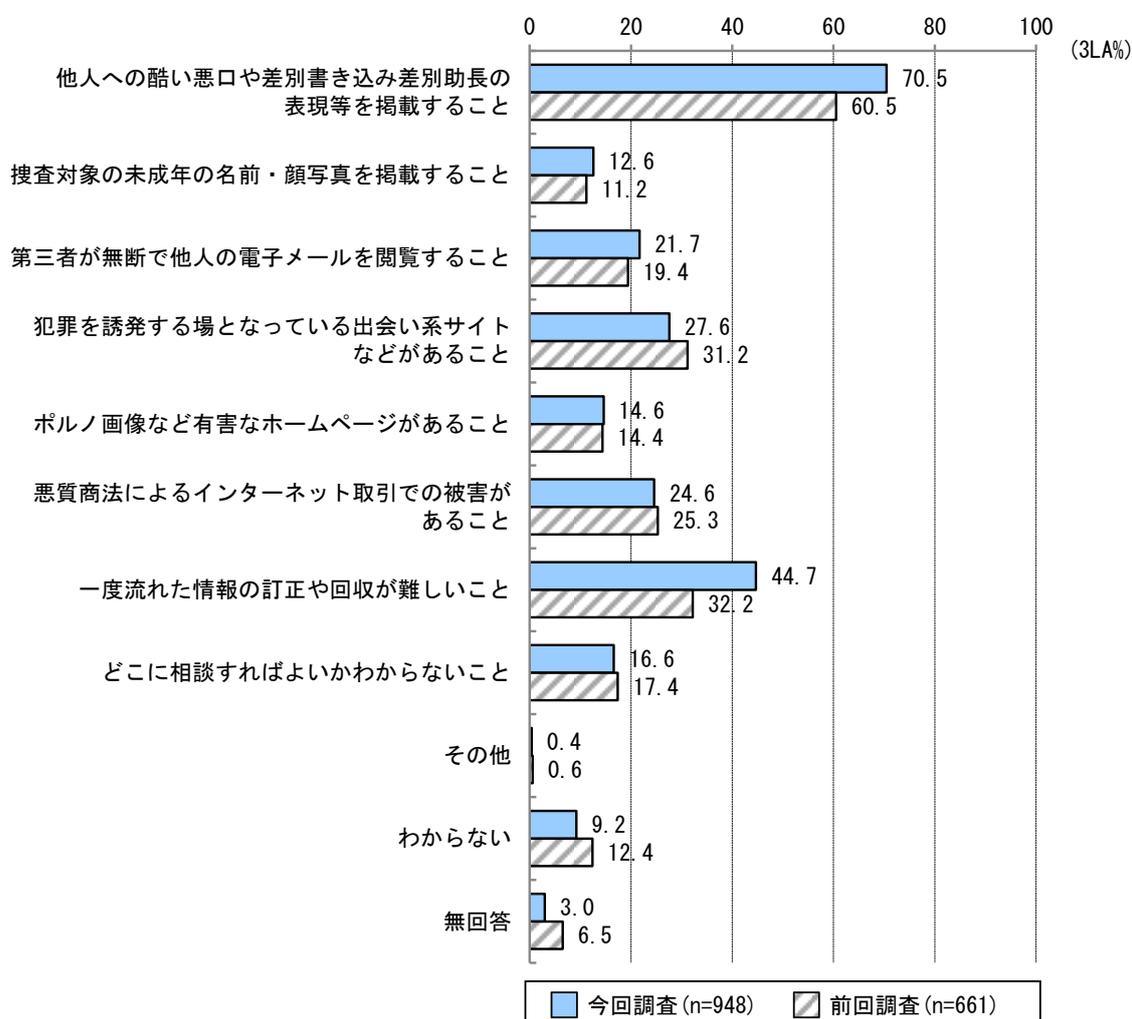


◆インターネット上の人権問題について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

インターネット上の人権問題で特に問題があるものは、「他人への酷い悪口や差別書き込み差別助長の表現等を掲載すること」が70.5%で最も多く、次いで「一度流れた情報の訂正や回収が難しいこと」(44.7%)、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること」(27.6%)となっています。

前回調査の結果に比べ、「一度流れた情報の訂正や回収が難しいこと」が12.5ポイント、「他人への酷い悪口や差別書き込み差別助長の表現等を掲載すること」が10.0ポイント増加しています。

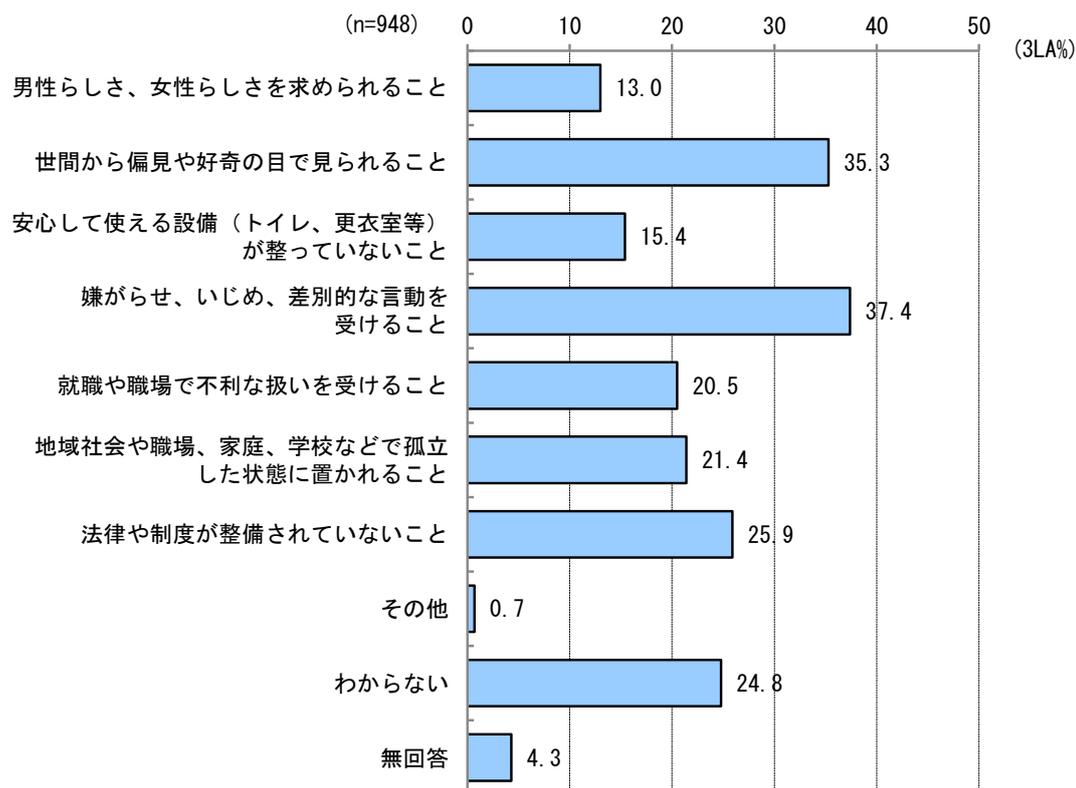
【経年比較】



◆性的指向・性自認に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

性的指向・性自認に関する人権で特に問題があるものについては、「嫌がらせ、いじめ、差別的な言動を受けること」が37.4%で最も多く、次いで「世間から偏見や好奇の目で見られること」（35.3%）、「法律や制度が整備されていないこと」（25.9%）となっています。

【全体】

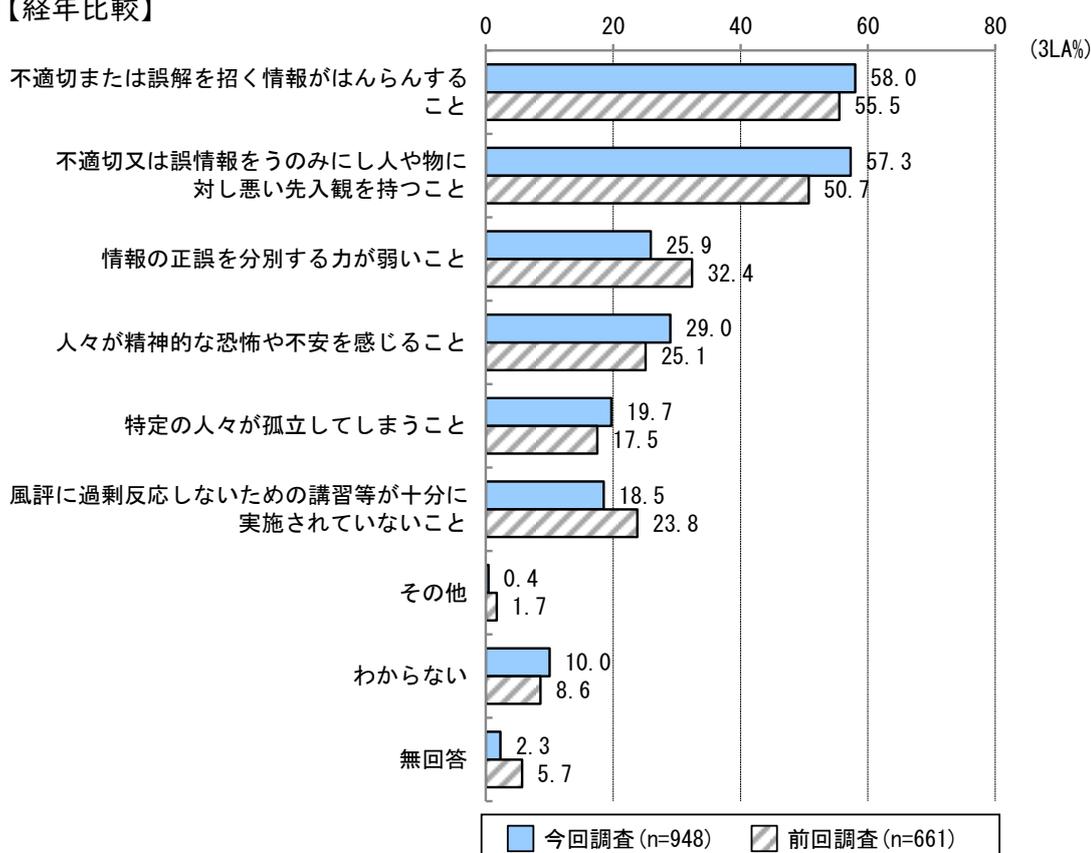


◆災害・事故などによる風評被害に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。

災害、事故などによる風評被害に関する人権で特に問題があるものは、「不適切または誤解を招く情報がはんらんすること」が58.0%で最も多く、次いで「不適切又は誤情報をうのみにし人や物に対し悪い先入観を持つこと」（57.3%）、「人々が精神的な恐怖や不安を感じること」（29.0%）となっています。

前回調査の結果に比べ、「不適切又は誤情報をうのみにし人や物に対し悪い先入観を持つこと」が6.6ポイント高くなっています。

【経年比較】



第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画

令和4（2022）年3月

発行：羽曳野市 市民人権部 人権推進課

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

電話：072-958-1111（代表）

MAIL：jinkensuishin@city.habikino.lg.jp